

第2期

菊池市障がい者計画



平成29年1月

菊池市

菊池市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」などマイナスイメージがあります。また、障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべきなど様々な意見がありますが、本市では、障がいのある方やそのご家族の皆さんの思いを大切に、「みんなとともに、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」という本市の障がい者福祉の基本理念のもと、「害」の字のひらがな表記を使用してきたところです。

表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」「障がいのある方」と表記します。
- (2) 何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。
(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツなど)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。
(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名などの固有の名称、人の状態を表すものでないものについては、従来どおりの表記とします。
(例：障害者自立支援法、身体障害者手帳、特別障害者手当、障害基礎年金、熊本県身体障害者能力開発センター、障害物の除去など)。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の策定の背景	1
2. 第2期障がい者計画の策定方針	2
3. 計画の対象	2
4. 計画の位置づけ	3
5. 障がい福祉計画との関係	3
6. 計画期間	4
7. 計画策定体制	5
8. 住民参加の方法	5
第2章 菊池市における障がい者福祉の現状と課題	11
1. 人口統計的な面から	11
2. 住まいや日常生活	16
3. 障害福祉サービスや相談・情報提供	24
4. 権利擁護や災害時の避難等	28
5. 行政の施策、取組み	32
第3章 計画の基本的な考え方	35
1. 基本理念	35
2. 基本方針と施策体系	37
第4章 施策の方向	41
1. 差別の解消及び権利擁護の推進	41
2. 障害福祉サービス等の充実	46
3. 保健・医療サービスの充実	54
4. 教育の充実、社会参加の促進	60
5. 雇用と就労の充実、経済的自立の支援	68
6. 生活環境の整備	74
7. コミュニケーションの支援	78
8. 安心・安全対策の推進	81
9. 行政サービス等における配慮	85

第5章 計画の推進.....	87
1. 連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの推進.....	87
2. 広報・啓発活動及びボランティア活動の推進	90
3. 進捗状況の管理及び評価	92
資料.....	95
菊池市障がい者計画策定委員 名簿	95
用 語 解 説.....	96

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

本市では、障がい者福祉施策を推進してきたところですが、国においても、平成 18 年 12 月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、その批准に向けた国内法の整備が以下のように急ピッチで進められてきました。

- ・障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（同 25 年 4 月）
- ・障害者差別解消法の成立（同 25 年 6 月）
- ・障害者雇用促進法の改正（同 25 年 6 月）

国内法の整備を背景として、障害者権利条約は、平成 25 年 12 月の参議院本会議における条約批准の承認を経て、平成 26 年 1 月 20 日、批准書の提出に至り、我が国は正式に締結国となったところです。

その他にも、障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月）、障害者優先調達推進法の施行（同 25 年 4 月）、精神保健福祉法の改正（同 25 年 6 月）など、障がい者福祉に関する関係諸法令の整備も進められました。

このように、社会情勢や法制度が大きく変化する中で、国においては、平成 25 年 9 月、障害者基本法に基づく新たな第 3 次障害者基本計画が閣議決定されたところであり、都道府県及び市町村においては、この計画を参考とした障害者基本計画の改定が求められています。

国の新計画の基本理念では、障害者基本法第 1 条に規定されるように、障がいの有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るものとされており、その基本原則として、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調の 3 つを設けた上で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に展開することとされています。また、これまで 10 年間であった計画期間は、制度変更や経済社会情勢の変化が激しいことから、平成 25 年度から 29 年度までの概ね 5 年間とされました。

熊本県においても、このような国の法制度等の動きや障がい者を取り巻く環境の変化に対応しつつ、平成 23 年 7 月に、「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、障がいの有無にかかわらず、地域で支え合いながら、安心していきい

きと暮らすことができる共生社会づくりに取り組んでいるところです。さらに、平成 27 年 3 月には、これまで取り組みを加速化させるため、平成 27 年度から 32 年度までを計画期間とする第 5 期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」が策定されています。

2. 第 2 期障がい者計画の策定方針

前述の経過を踏まえるとともに、平成 28 年度をもって「菊池市障がい者計画」の計画期間が終了することから、本市においても、現状の評価・分析を行い、アンケート調査や社会情勢の変化等を踏まえるとともに、障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援を目的とした計画を策定します。

策定に当たっては、国の第 3 次障害者基本計画及び県の第 5 期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」との整合を図ります。

3. 計画の対象

この計画は、「障害者基本法」に定めるすべての障がい者を対象としつつ、障がい者及びその家族等に対する支援や地域社会での取り組みのための方向づけとして、障がい者の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

【障害者基本法第 2 条第 1 項】

障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)その他の心身の機能の障がいがある者であつて、障がい及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

※【社会的障壁の例】…日本障がい者リハビリテーション協会「改正障害者基本法<わかりやすい版>」より

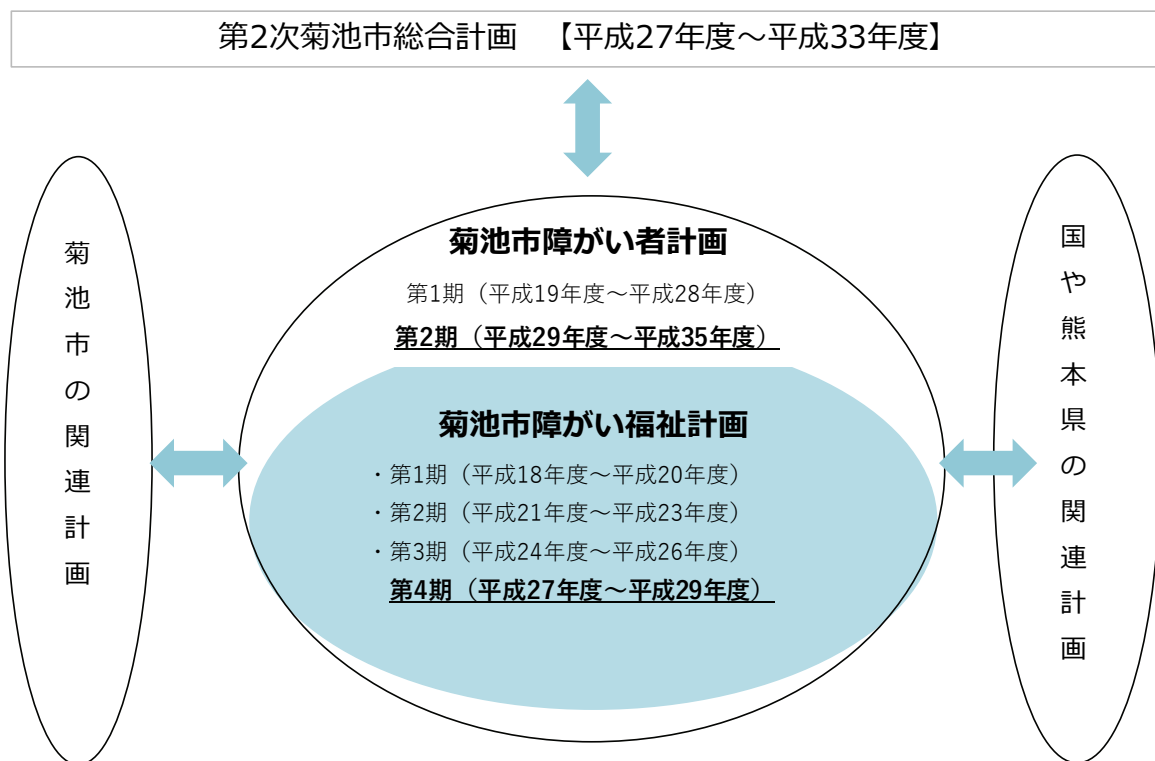
社会的障壁(社会のかべ)とは、障がいのある人が暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部のことをさし、次のようなものです。

- ・ことがら(たとえば、早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明)
- ・物(たとえば、段差、むずかしい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号)
- ・制度(たとえば、納得していないのに入院させられる・医療費が高くて必要な医療が受けられない・近所のともだちと一緒に学校に行くことが認められないことがあること)
- ・習慣(たとえば、障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされること)
- ・考え方(たとえば、障がいのある人は施設や病院で暮らした方が幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができない)

4. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に定める「市町村障害者計画」であり、第2次菊池市総合計画との整合を図りつつ、保健福祉関連の個別計画、さらには、まちづくり関連の個別計画とも連携しながら、本市における障がい者福祉施策推進のための指針とします。

関連計画との関係



5. 障がい福祉計画との関係

この計画は、障がい者福祉施策推進のための指針であり、障害福祉サービス等の実施については、菊池市障がい福祉計画で策定します。菊池市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画であり、3年間で1期として策定することとされています。第4期計画は、第3期計画の実績及び障がい者福祉を取り巻く現状を踏まえ、必要な施策について策定しています。

この障がい者計画と障がい福祉計画とで整合性を図ります。また、それぞれの計画の性格と内容は、次ページの表のとおりです。

計画の性格及び内容

	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法
性 格	障がい者福祉施策の基本的方向を示す計画	障害福祉サービス、相談支援等の提供体制の確保に関する計画
内 容	施策推進の基本的な考え方や具体的方策、達成すべき目標を定めたもの	各年度における障害福祉サービス・指定相談支援等の必要な見込み量、その確保のための方策等を定めたもの
期 間	法定なし	3 年間（法定）

6. 計画期間

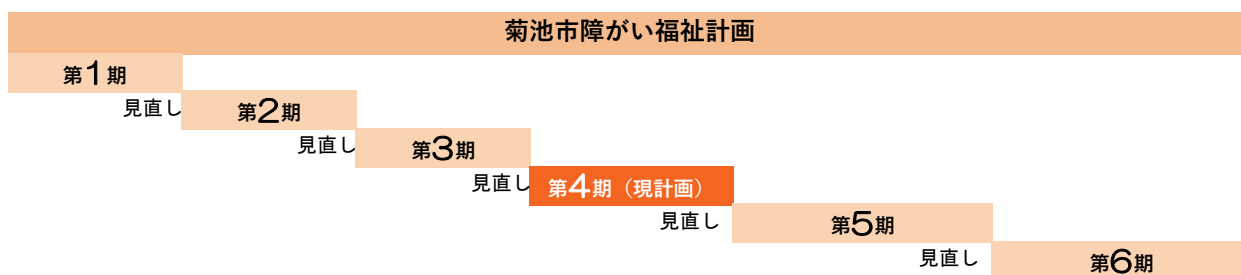
次期計画の期間は、平成 29 年度から平成 35 年度までの 7 年間とします。

計画の期間

H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

第1期菊池市障がい者計画（平成19年度～平成28年度）

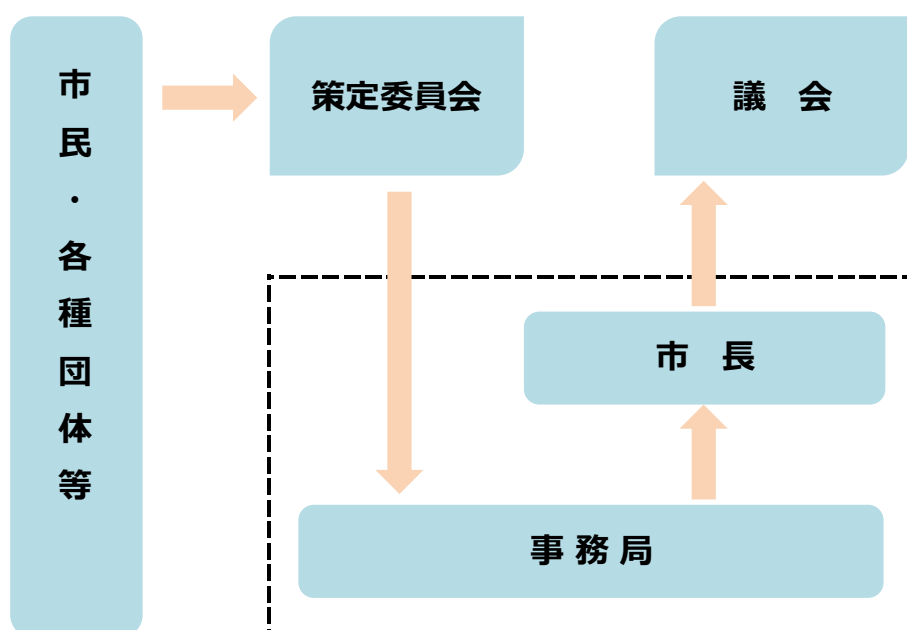
第2期菊池市障がい者計画（平成29年度～平成35年度）



7. 計画策定体制

本市における計画策定体制は、図のとおりです。事務局が各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それに基づいて策定委員会に提出する計画案等を作成します。

策定委員会は、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、各種団体の長、市民代表等により構成し、事務局が作成した計画案等について審議、修正を加え、最終的な計画内容を決定します。



8. 住民参加の方法

(1) 障がい者対象アンケート調査

① 調査目的

第2期菊池市障がい者計画を策定するにあたって、本市内の障がいのある人の意識や意向、状況を把握し、計画策定や施策、取組みの立案に役立てることを目的にアンケート調査を実施しました。

②調査対象

平成 26 年度末の本市内の障害者手帳所持者 3,320 人を母集団とし、この中から 1,500 人を無作為抽出（等確率抽出）する。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のサンプル構成は以下の表のとおりで、本市内の手帳所持者の縮図を作成しました。

	身体	療育	精神	合計
手帳所持者数(a)	2,532	436	352	3,320
手帳所持者構成比	0.76	0.13	0.11	1.00
標本構成(b)	1,144	197	159	1,500
標本構成比	0.76	0.13	0.11	1.00
(a)/(b) 抽出間隔	2	2	2	

③調査項目

■客観的な状況の把握

●人口統計学的要因

性別、年齢、中学校区（居住地）

●障がいの程度及び家族の状況

障害支援区分、手帳の等級・判定、難病、発達障がい、高次脳機能障がい、受けている医療的ケア、日常生活動作、主な介助者の続柄、性別、年代、健康、災害時の状況

■日常生活での行動と主観的なニーズ

住まいや暮らし、外出、就労状況や日中の過ごし方、余暇活動や社会活動、保育や教育、災害時のニーズ、権利擁護、福祉サービス、相談相手と相談機関、行政の取り組み

④調査方法、調査期間

●調査方法：郵送法

●調査期間：平成 28 年 7 月 25 日～8 月 8 日

※8 月 5 日前後に礼状兼協力依頼状を送付

⑤有効回収数と回収率

846 件（有効回収率 56.4%）

※身体障害者手帳所持者：658 件、療育手帳所持者：122 件、精神障害者保健福祉手帳所持者 110 件（複数回答）

(2) 一般市民対象アンケートの設計

①調査目的

第2期菊池市障がい者計画を策定するにあたって、障がいのある方もない方も互いに「共に生きる社会」の実現を目指す総合的で効果的な事業を推進するため、一般市民の意識や意向、状況を把握し、計画策定や施策や取組みの立案に役立てることを目的にアンケート調査を実施しました。

②調査対象

本市内の18歳以上の市民を母集団とし、この中から1,000人を無作為抽出。（等確率抽出）

③調査項目

■回答者特性

●人口統計学的要因

性別、年齢、中学校区（居住地）、職業

●家族の状況

一緒に暮らしている人

■障がいのある方に対する意識等

- 認知・認識（この10年の評価、差別の有無に対する認識）
- 行動・経験（同居等の経験）
- ニーズ（関心度、支援意向）

■障がいのある方との関わり

- 行動・経験（手助けした経験と内容）
- ニーズ（ボランティアの意向と内容）

■障がいのある方に関わる情報や取組み

- 認知・認識（情報の入手経路、聞いたことがある言葉等）
- 行動・経験（市ホームページの閲覧頻度）
- ニーズ（障がい者理解のために必要なこと、行政が支援すべきこと）

④調査方法、調査期間

調査方法：郵送法

調査期間：平成28年7月25日～8月8日

⑤有効回収数と回収率

487件（有効回収率 48.7%）

（３）団体及び事業者対象アンケートの設計

①調査目的

第2期菊池市障がい者計画を策定するにあたって、障がいのある方もない方も互いに「共に生きる社会」の実現を目指す総合的で効果的な事業を推進するため、障害福祉サービス等を提供する団体や事業者の考え方や意見等を把握し、計画策定や施策、取組みの立案に役立てることを目的にアンケート調査を実施しました。

②調査対象

市内に居住する障がいのある方々に障害福祉サービス等を提供している事業所33団体

③調査項目

■事業所の特性

サービス種別

■障がい者に係る施策について

- ・10年ほど前と比べた障がいのある方に対する配慮や工夫の状況
- ・障がいのあることを理由とする差別の有無と、差別が行われる状況
- ・障がい者への差別をなくしていくために行政が取り組むべきこと
- ・障がい者が地域で生活していくために必要なこと
- ・大規模災害時に障がい者に対して行政や事業所が取り組むべきこと
- ・障がい者の就労支援のために行政が行うべきこと
- ・事業所の運営課題と今後の新規事業展開について
- ・障がいのある人が暮らしやすいまちにするために行政が充実すべきこと

④調査方法、調査期間

調査方法：郵送法

調査期間：平成28年8月22日～9月5日

⑤有効回収数と回収率

13件（有効回収率 39.4%）

（４）耳が不自由な方へのアンケートの設計

①調査目的

第2期菊池市障がい者計画を策定するにあたって、障がいのある方もない方も互いに「共に生きる社会」の実現を目指す総合的で効果的な事業を推進するため、聴覚障がい者の意向や状況を把握し、計画策定や施策や取組みの立案に役立てることを目的にアンケート調査を実施しました。

②調査対象

本市内の聴覚障がい者191人（有効票99件）

③調査項目

■回答者特性

●人口統計学的要因

性別、年齢、身体障害者手帳の種・級、同居者の人数

■会話・コミュニケーションの状況

・コミュニケーションの方法、手話の使用の有無、手話を使用しない理由等

■社会参加の状況

・昼間の外出回数、昼間の過ごし方、外出先で困ったこと

■手話通訳者派遣事業の利用状況

・利用の有無、利用状況、利用しない理由、事業の利用意向、外出先での利用意向、外出先での手話に関する満足・不満等

■障害福祉サービスの認知・利用状況

・サービスの認知度、利用しているサービス、利用していない理由

（５）福祉に関するグループインタビュー

①調査目的

第２期菊池市障がい者計画を策定するにあたって、障がいのある人たちの日常生活におけるニーズを質的観点から明らかにすることを目的に、グループインタビューを実施しました。

②調査対象

本市内の障がいのある児童・生徒の保護者７人

③調査項目

- ・障がいのある人の日常生活について感じること・思いつくこと
- ・障がいのある人を支援している家族等について、感じること・思いつくこと
- ・福祉サービスや医療ケアについて、感じること・思いつくこと
- ・日々の暮らしについて困っていることや環境整備が必要なこと
- ・行政に期待すること

④調査方法、調査日

調査方法：フォーカスグループインタビュー法

調査期間：平成２８年１１月８日

（６）パブリックコメント（意見公募手続き）

①調査目的

第２期菊池市障がい者計画を策定するにあたり、市民から意見や提案を募集することを目的に実施します。

②実施方法、実施期間

■実施方法

市ホームページに掲載するほか、本庁福祉課及び総合支所で計画（案）の閲覧ができるようにします。

■実施期間：平成２９年２月１０日～２月２８日

第2章 菊池市における障がい者福祉の現状と課題

計画策定のために実施した福祉に関するアンケート調査、グループインタビュー、統計資料に基づいて、菊池市の障がい者福祉の現状と課題をまとめました。

1. 人口統計的な面から

(1) 障がい者数はおおよそ 10 年前と比べ 361 人、12.4%増加

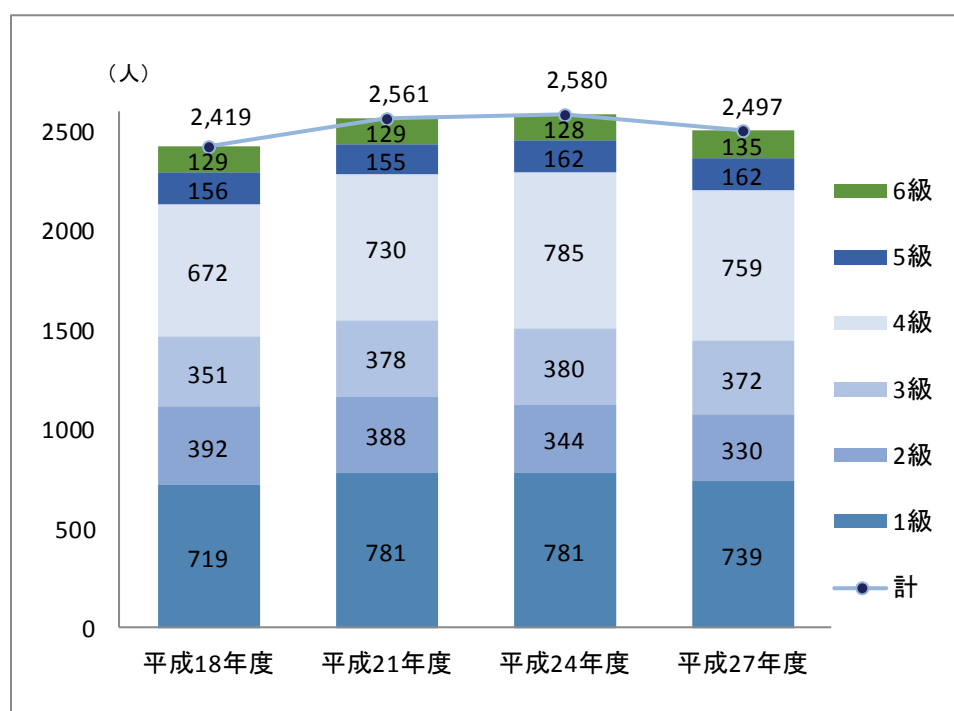
平成 27 年度末の市内の障がい者数（手帳所持者数）は 3,278 人で、平成 18 年度末と比べ 361 人、12.4%増加しています。身体障害者手帳所持者は 24 年度をピークに減少に転じていますが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

障がい別にみた結果は、以下のとおりです。

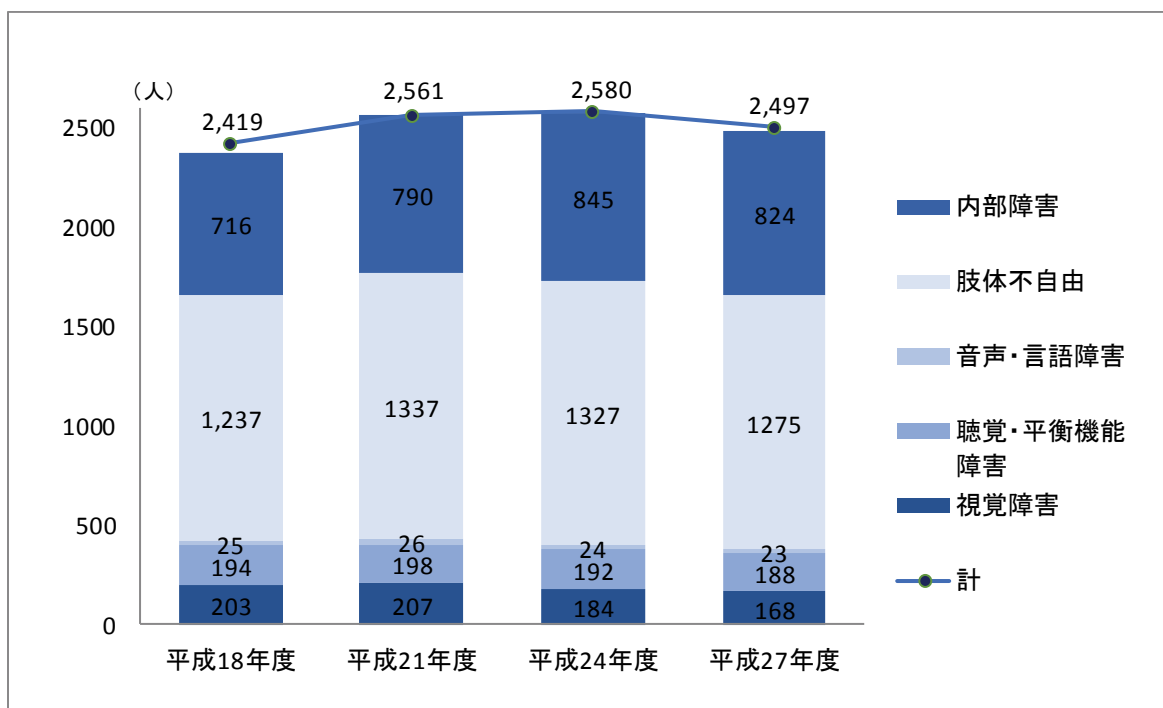
▼身体障害者手帳所持者数

- ・身体障害者手帳所持者数は平成 24 年度の 2,580 人をピークに平成 27 年度は減少に転じています。平成 24 年度と比べ 1 級から 4 級までの「中・重度」の方が減少しているほか、主な部位別でもそれぞれ減少しています。

身体障害者手帳所持者数の推移（年度末実績）



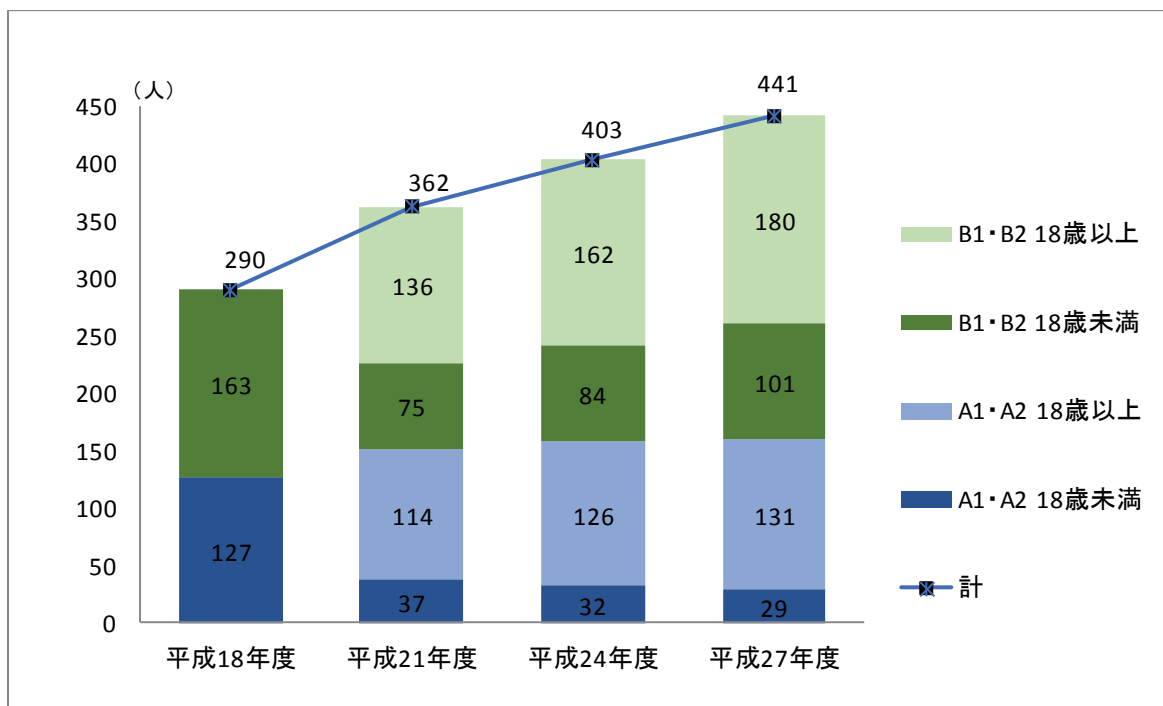
部位別にみた身体障害者手帳所持者数の推移（年度末実績）



▼療育手帳所持者数

- ・平成 27 年度末の療育手帳所持者数は 441 人で、平成 18 年度末と比べ 151 人、52.1% 増加。特に 18 歳以上が増加しています。

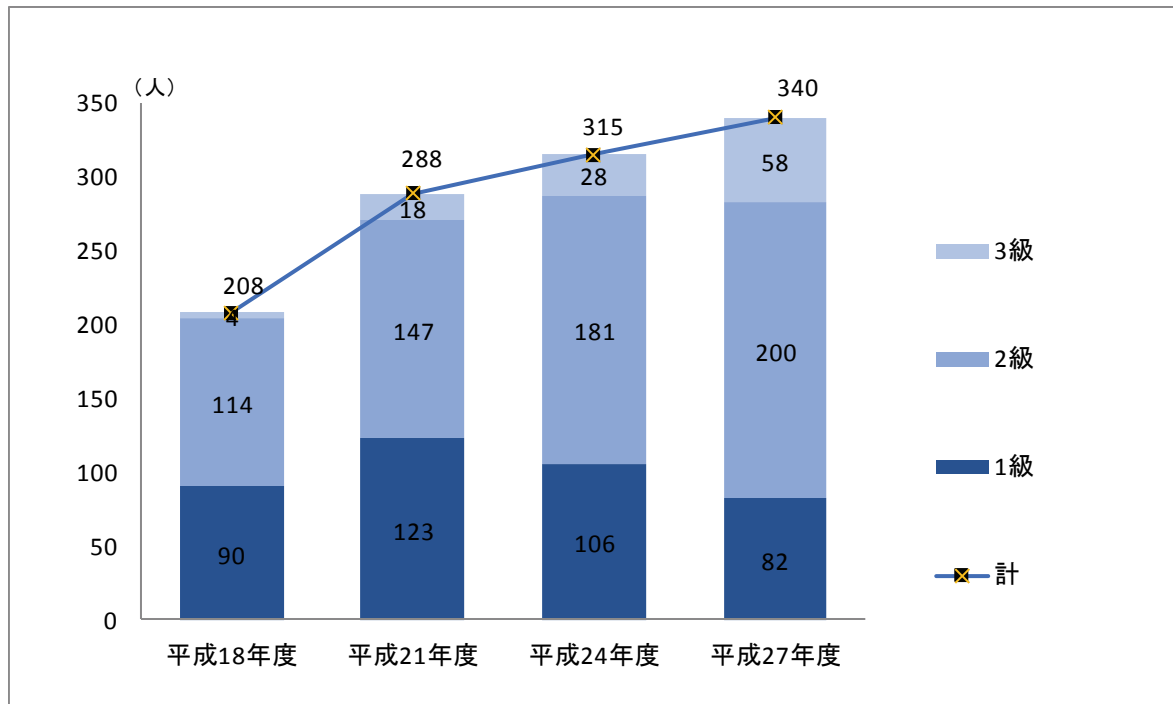
療育手帳所持者数の推移（年度末実績）



▼精神障害者保健福祉手帳所持者数

- ・平成 27 年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 340 人で、平成 18 年度末と比べ 132 人、63.5%増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年度末実績）



（２）「一人暮らし」の障がい者が増加傾向

福祉に関するアンケート調査の結果で障がいのある人の同居者をみると、「いない（一人で暮らしている）」が回答者全体の 22.0%を占めています。こういった方々の特徴をみると、『65 歳以上』の高齢者が 24.0%を占めているほか、身体障害者手帳所持者の 20.1%、療育手帳所持者の 23.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者の 30.9%で同居者が「いない（一人で暮らしている）」と回答しています。障がい者を含む市全体で「一人暮らし」は年々増加しており、障がいのある人の一人暮らしも増加していくことは確かなことであり、こういった方々への支援や取り組みを充実していく必要があります。

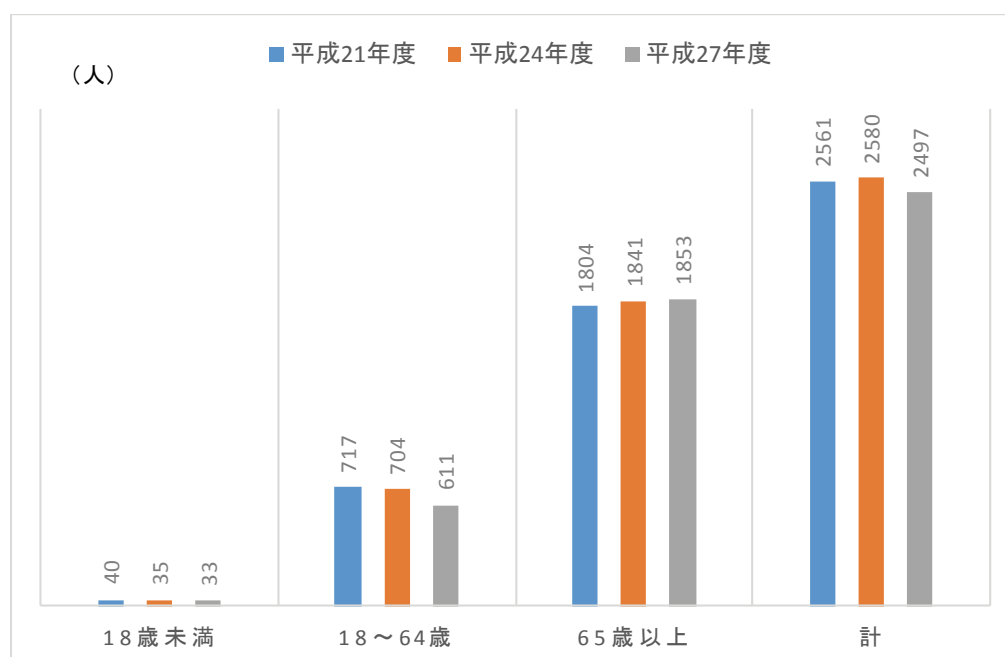
「福祉に関するアンケート調査」自由回答より

- ・今のところ自分自身で動くことができていますが、私の場合は左足首の障がいがあります。今でも左足が立ち仕事の際うずくことがある。なので今後歳をとったときにどうすればいいかわからない。不安にかられる。今後は市の情報、福祉サービスなどで支援してください。
- ・今はまだ一人で大丈夫だが、後 10 年もしたら手助けが必要になると思うので、スムーズに施設に入所できるよう福祉施設の充実をお願いしたい。
- ・今後一人暮らしの障がい者が増えてくと思う。その人達が安心して穏やかな生活ができればと。私の障がいは軽いので。他者の手をかりなくてはいけない人が穏やかに暮らせたら良いと思う。

（３）障がい者の高齢化への対応

身体障害者手帳所持者の年齢構成をみると、「65 歳以上」の高齢者の割合が高く増加傾向にあることがうかがえます。このため高齢に伴う心身機能の低下等の可能性がさらに高くなることから、障がいの重度化や新たな障がいを抱えるケース等の増加が予想されます。知的障がいや精神障がいのある人も含め障がい者の加齢に伴う機能低下等への対応が必要です。

年代別にみた身体障害者手帳所持者数の推移（年度末実績）



（４）介助・介護者の高齢化への対応

世帯人員の減少傾向と人口全体の高齢化により、主な介助・介護者が高齢者であるケースが増えています。例えば、アンケートの結果によると、介助者のうち家族・親族と回答した 314 人のうち 56.7%（178 人）が「65 歳以上」の高齢者となっています。この 178 人のうち 42 人（23.6%）は健康状態が「よくない」と回答しており、障がい者への対応と併せて、主な介助・介護者の状況把握と対応が必要となってきています。

（５）難病、発達障がい、高次脳機能障がい等への対応

福祉に関するアンケート調査の結果から、難病の認定を「受けている」8.9%、発達障がいとして診断されたことが「ある」8.0%となっています。これを年代別にみると、「18 歳未満」の割合が高くなっています。

高次脳機能障がいとして診断されたことが「ある」は 8.0%となっており、関連障がいをみると、「肢体不自由（下肢）」の 48.5%が最も多く、これに「音声・言語・そしゃく機能障がい」の 36.8%、「肢体不自由（上肢）」の 33.8%が続いています。こういった新たな障がいへの対応が今後いっそう必要であることが示唆されています。

発達障がい等については、グループインタビューで、以下のような状況が発言されています。

- ・ 広汎性発達障がいと診断されている長男がスポーツの部活に入っていたが後輩より下手ということが気になって行かなくなった。通常学級もなかなかうまくいかず学校も厳しくなっている。
- ・ スポーツの部活は勝利至上主義のところがあり、息子は練習試合でも出してもらえない。
- ・ 高校一年生の 5 月になって、同級生から急にいじめられるようになった。成績がよくなれば、いじめられないと思って、この 10 月から塾に行きだした。小学校、中学校といっしょだった友だちが急にいじめられるようになって驚いている。
- ・ 放課後等デイサービスは定員が決まっていきたいへん。電話で申し込もうとするが、いつも話中でつながった時は予約でいっぱい。
- ・ 地域によってはサービス提供事業所がいっぱいあるので、けっこう融通がきくことがある。相談の担当の人も、「ここは言語聴覚士がいるからいい」とか調べてくれたりして親身になって話を聞いてくれる。ただ、事業所によってはその地域の人が優先ということで断られることがあった。
- ・ 支援学校は 2 時半に終わるので、短い時間しか仕事をしていない。自分の健康状態がよくないときは学校を休ませている。

2. 住まいや日常生活

（1）入所・入院者の地域生活への移行に備えた環境整備

施設入所者や入院者の地域での生活意向をみると、「今のまま生活したい（福祉施設、入院）」が最も多く、全体の 58.4%を占めているものの、「家族と一緒に生活したい」（16.8%）、「グループホームなどを利用したい」（9.9%）を希望している人たちも少なくありません。

施設入所者や入院者（101 人）の 64.4%は『65 歳以上』で、障がい別の内訳は身体障害者手帳所持者 71.3%、療育手帳所持者 15.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者 19.8%となっています。今後、こういった方々を地域で受入れていくために、以下の環境を実現するための施策や取り組み（複数回答）が求められています。

- ・「経済的な負担の軽減」（44.0%）
- ・「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（36.1%）
- ・「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」（31.1%）
- ・「障がい者に適した住居の確保」（27.2%）
- ・「相談対応等の充実」（21.9%）
- ・「地域住民等の理解」（17.4%）
- ・「コミュニケーションについての支援」（12.8%）
- ・「生活訓練等の充実」（12.6%）

「福祉に関するアンケート調査」自由回答より

- ・障がい者のための市営住宅を建ててほしい。
- ・行政や病院、地域の人々が協力してくれるので割と住みやすい。体力的にきつく、トイレも近いのであまり遠くへは行けないが、家やデイケアでヘルパーさんや看護師さんと話したりメールしたりしている。自分は障がいを開示しているので周囲の理解もありますがたまに理解がない人から生活保護のお金はいくらぐらいでなのか等、心ない言葉を聞くことがある。思わず障がい者 110 番に電話しようかと思ったが近所の人から言ってもらいました。あと、若いのに等言われて辛い思いをしている。心の病気とか脳の病気と説明している。病院も近く何かあれば行けるし訪問看護も来ていただいて助かっている。3 回入院したが支援センター等もつながりができて体力的な問題以外はなにもない。

■障がい者が地域で生活していくために必要なこと、できること(団体及び事業所対象アンケートより)

障がい者が地域で生活するために必要なこと	事業所としてできること
□福祉サービスの充実・・・9件	
福祉サービスの充実。	行動援護、移動支援等の地域と関わりのある支援を積極的に行う。
福祉サービスの充実。グループホーム等、居住場所の提供。金銭面の助成。	地域の方と触れ合う機会を作っていく。事業所の祭り、美化作業等。
就労する場所や居住する場所。	
相談窓口の増設。在宅サービスの充実。	日中、余暇活動をする場所の提供。
地域の方々の理解はもちろんだが、障がい者自身も地域で暮らすための訓練が必要では。地域密着のサポート。ヘルパー利用の充実。	障がい者が地域で暮らすための訓練や、マナー等訓練の提供。関係機関、地域と連携を図り、理解を持つ。地域の人々と交流ができる場所の充実。
グループホームの拡充。移動支援の充実。	生活面でのサポート。情報提供。
生活のための支援体制。	相談支援。生活支援。
グループホーム。相談、支援体制の整備	グループホームの促進。支援体制の充実。
公的サービスの利用はもちろん、日常的金銭管理をはじめとした衣食住の管理など生活支援ニーズへの対応ならびに相談支援機能の強化。	公的サービスの利用はもちろん、日常的金銭管理をはじめとした衣食住の管理など生活支援ニーズへの対応ならびに相談支援機能の強化。
□地域住民の理解・・・7件	
あいさつ、地域の行事等に参加する。	障がい者の特性等、地域の方々に話す。
地域住民の理解。	
障がい者の方々を地域の皆さまに理解していただく。	
近隣の障がいに対する理解。	地域福祉の推進。
もっと障がい者のことを理解してほしい。	いろいろな行事に参加する。
□社会資源の整備に関すること・・・3件	
障がい者枠の中で生活するのではなく、地域で生活できるような環境を整えていくことが必要。	重症心身障がい者には難しい課題ではあるが、色々な社会資源の活用は欠かせない。
生活の場の確保。	
地域住民参加による後見人・保証人の配慮。見守り・支え合い等のきめ細かな活動など、幅広い地域での受け皿づくりが必要だと考える。	地域住民参加による後見人・保証人の配慮。見守り・支え合い等のきめ細かな活動など、幅広い地域での受け皿づくりを実現したい。
□障がい者の雇用の場の確保・・・3件	
就労の場。	就労の場の提供。雇用の継続。相談支援。
働ける場と収入。	働く場の整備等。
安定した収入が望める仕事。	

(2) 障がい者が困難なく外出できる環境の整備

外出する時に困ることの調査結果をみると、「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(27.2%)が最も多く、これに「外出にお金がかかる」(16.2%)、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」(15.7%)、「バスなどの乗り降りが利用しづらい」(15.2%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(14.9%)が続いています。

障がい別にみた上位の項目は、以下のとおりです。

■身体障害者手帳所持者

「公共交通機関(バスなど)が少ない(ない)」(25.1%)、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」(17.2%)、「バスなどの乗り降りが利用しづらい」(16.3%)

■療育手帳所持者

「公共交通機関（バスなど）が少ない（ない）」（33.6%）、「困った時にどうすればいいのか心配」（32.0%）、「外出にお金がかかる」（26.2%）

■精神保健福祉手帳所持者

「公共交通機関（バスなど）が少ない（ない）」（28.2%）、「困った時にどうすればいいのか心配」（28.2%）、「外出にお金がかかる」（19.1%）

段差解消や建物の設備改善、公共交通機関の整備等のほか、「困ったときにどうすればいいのか心配」、「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」、「介護者の確保ができない」、「周囲の目が気になる」など、ソフト面からのバリアフリーも必要とされています。

「福祉に関するアンケート調査」自由回答より

- ・車イスに乗って町の中に行ってみてください。観光客が通る所だけキレイになればいいのですか。
- ・田舎なので交通の利便が悪いので、バスやタクシーの割引など検討してほしい。
- ・私は泗水町に住んでいますが、交通手段がバスのため市内を移動するのに苦労している。最近電鉄バスの本数が減り、泗水町内及び菊池市中心部へ行くこともままならない。市内巡回バスをもっと増やしていただき、泗水から旭志や七城にも行けるような交通手段を作してほしい。
- ・交通の便が悪い。バスが通らない。交通費がかかる。
- ・外出の際、妻が車に乗せてくれますが10月で車の免許更新をしないと決めている。散髪等どうするかケアマネジャーと相談している。歯科は往診ができるのとことで良かった。
- ・障がいのある方はもっと外に出るべきだと思う。外に出ていけるようにサポートをお願いします。
- ・歩道の段差が歩くのにとっても不便。車イスの人もそうだと思う。
- ・公共の建物などの計画中に障がい者の意見を聞かれてはどうか。障がいに応じていろいろな意見がある。今の菊池市の障がい者トイレは駄目。健常者では分からないと思う。
- ・公衆トイレがずいぶん利用しやすくなっていますが、まだオストメイト利用者が安心して利用できるトイレが少ないと思う。もう少し作ってほしい。
- ・高齢になるにつれ肢体不自由障がいのある人が増えてくるのは当然であるが、階段、机、椅子、特にトイレの充実に力を入れてほしい。新しく建設されて建物はかなり良くなっているが、地域の公民館や集会場等まだ十分ではない。小中高校等早急にトイレは洋式に。歩行困難な人のためにはエレベーターの設置をしてほしい。
- ・車椅子移動の人が歩道を通るのに段差が多く道が斜めになっていたり道が悪く怖い。

（３）平日、日中の過ごし方への支援

平日の日中の過ごし方についての結果をみると、「自宅で過ごしている」が38.2%で最も多く、これに「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の12.2%、「入所している施設や病院等で過ごしている」の10.2%が続いています。「自宅で過ごしている」人が比較的多い層は、「65歳以上」（45.9%）、「身体障害者手帳所持者」（42.4%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」（34.5%）の各層です。こういった方々がいわゆる“引きこもり”の状況にならないような施策や取組みが必要となっています。

「福祉に関するアンケート調査」自由回答より

- ・私は障がいの５級で、何の役にも立たないので困っている。
- ・毎日の生活が楽しいと思うような明るい社会にしてほしい。
- ・作業所に行かない休日は余暇の過ごし方が分からず、何もしないで家族の後にくっついていだけ。友人がいないので遊びもしない。趣味を見つけることが難しい。楽しみを見つけることができればと悩んでいる。

（４）就労に係る支援

「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外の回答を選択した人に就労に対する意向を聞きました。結果は、「仕事をしたい」の45.0%に対し、「仕事をしたくない」は29.7%、「無回答」25.4%となっています。「仕事をしたい」という就労意向を持つ人が比較的多いのは、「療育手帳所持者」（58.5%）と「精神障害者保健福祉手帳所持者」（50.9%）となっています。

このような方々が就労可能となるために、以下の施策や取組みが求められています。

■企業等の職場

- ・「障がいに応じた職務内容」（49.8%）
- ・「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」（39.7%）
- ・「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（29.2%）
- ・「職場で介助や援助等が受けられること」（20.6%）
- ・「在宅勤務の拡充」（17.7%）
- ・「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」（16.3%）

■行政及び関係機関

- ・「通勤手段の確保」（29.2%）
- ・「仕事についての職場外での相談対応、支援」（26.8%）
- ・「就労後の支援など職場と支援機関の連携」（24.9%）

・「企業ニーズに合った就労訓練」（10.5%）

■障がい者の就労支援のために行うべきこと、できること（団体及び事業所対象アンケートより）

就労支援のために行政が取り組むべきこと	事業所としてできること
□一般企業への働きかけ・・・4件	
一般企業の障がい者雇用枠の拡充。ジョブコーチによる支援の充実。	入浴や、バランスの取れた食事などの生活面での支援。就労説明会等への付き添い。
就労するためのニーズ把握や斡旋を行っていただければ。	サポート体制をとっている。
地域の事業所、会社に対して、障がい者雇用の意向調査を行う。障がい者雇用に積極的な企業を市のホームページに公表する。	就労への意欲を高めるための取り組みや情報の提供。
就労支援事業所と一般企業にある溝を埋める。連携の機会提供。	就労継続支援B型としては、生活リズムを整えるための日中活動。工賃の向上。
□官公庁での積極的な雇用・・・3件	
障がい者の雇用を自ら進めることが重要。障がいにも色々あるので、適切に雇用を進めてほしい。	当事業所の対象者は就労に結びつける人ではないと思っている。しかし、働くことの大切さは重要と思い支援している。
官公庁での積極的な障がい者用、又雇用を行ってみたいの情報公開。	当事業所が就労系のサービス事業所であるため、訓練、職業紹介等今後も充実を図る。個別支援、就労先の開拓。就労した方のアフターフォロー。ジョブコーチの派遣。
官公の受容の促進。行政指導での企業に対してアプローチ。	働く場の提供。雇用の継続。
□関係機関との連携に関すること・・・3件	
事業所、企業やハローワークとの連携。	サポート体制をとっている。
地域にある事業所の把握と詳しい情報提供。	相談支援事業所としての情報提供。
就労に向けての相談支援の強化。 就労に向けての準備・訓練の充実。 就職活動や雇用前・定着支援の充実。	関係機関との連携。 就労に向けての意識向上への取り組み。
□その他・・・2件	
被災後の生活、住まいの状況把握。状況に応じて、グループの提供や、生活の相談ができるよう、行政、支援事業所と連携していく。	福祉サービスの充実。相談支援事業所や、就労施設の紹介。障がいの特性に応じた就労内容があることや、作業所の特性を知らせていく。
公共施設での催事を提供する。	利用者にできる仕事を考える。

「福祉に関するアンケート調査」自由回答より

- ・障害者計画等を障がい者計画と表記されることを願う。障がい者は働きたいと思っているし、その働きに見合った賃金を得たいと感じている。市外にあるクリーニングの工場で、労働基準法で定めている最低賃金を保障している。また、他地域の事業所においては労働基準法が適用されていないが、菊池市にある作業所よりかなり高い賃金を得られていると思う。上記のは精神障がい者のみの職場なので健常者の中で働くのと違い、障がい者にとって働きやすくなっている。菊池市にもこのように利益があげることが出来て、障がい者も安心して働ける職場があればと思う。
- ・現在仕事を持ち問題はないが、老後仕事が無くなったときのことを考えると不安はある。
- ・企業の障がい者雇用率としてそれぞれの業種で規定されているが、その達成率は低いと思う。障がい者のニーズにあった企業の誘致を行うように求める。また、子どもたちへの障がい者との関わりを深めることにより、精神障がい者への見方、思いが変わると思う。同和問題も大事だが、障がい者が増えている現在ではどちらも大事。
- ・A型とB型の区別と給料の差別を平等にすること。B型は知的障がい者と区分しないと一緒には作業できない。A型の週8時間以上の時間縛りを撤回し、以前のようにしてほしい。3年務めたA型を解雇されてB型に追いやられた気分になり、給料から作業代になったので仕事に意欲がわからない。重度の精神疾病者との意見疎通が難しい。
- ・障がい者の就労の場を増やしてほしい。

（５）余暇活動や社会活動への支援

障がいのある人たちが現在行っている余暇活動や社会活動をみると、「特に何もしていない」の50.6%が最も多くなっています。

回答者特性別にみた「特に何もしていない」人の割合は以下のとおりで、

- ・年齢層別：「18歳未満」38.5%、「19～64歳」43.7%、「65歳以上」54.5%
- ・「身体障害者手帳所持者」53.3%
- ・「療育手帳所持者」42.6%
- ・「精神障害者保健福祉手帳所持者」52.7%

“引きこもり”対策と併せて、こういった方々への余暇活動や社会活動の機会や情報提供等を行っていく必要があります。

また、余暇活動や社会活動における現状と意向の差をみると、現状では「特に何もしていない」が50.6%となっていますが、今後の意向では「特にない」は38.3%に減少しており、今は何もしていないが今後活動したいと思っている人がある程度存在していることがわかります。項目ごとに現状と今後の意向の差をみると、「パソコン教室や料理教室など技術を身につける活動」で今後の意向の方が5.0ポイントと最も高くなっており、技術を身につける活動を「したいと思っているが、今はできていない」人たちがいることもうかがえます。こういった「パソコン教室や料理教室など技術を身につける

活動」の割合が高くなっている層は、「64歳以下」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」となっており、これらの人たちを主対象にした講座等の取組みが必要とされています。「パソコン教室や料理教室など技術を身につける活動」に次いで差が比較的大きくなっているのは、「映画やコンサート、演劇などの鑑賞」、「絵画や書道、音楽、ダンスなどのサークルまたは教室」となっています。

「福祉に関するアンケート調査」自由回答より

私は車イススポーツをしている。たまにチームの練習の場として菊池市総合体育館を利用することがあるのですが、体育館の方がとても優しく対応してくださるのでありがたいと思っている。県内でも他の地域では体育館内での車イスの使用を断られたりすることがたまにあるので、とてもありがたい。

一般市民対象「福祉に関するアンケート調査」の自由回答より

- ・どこにも出かけずに家の中にもっている人が多いと思う。
- ・交流をしてみて初めて分かることも多いので、たくさんの交流の場を知る機会がほしい。地域おこしや町おこしのイベントなど頑張っている団体も増えているようなので、障がいを持っている方のサポートをしましょうと力まずに、楽しいイベントの中に普通に障がいのある方も来ることができるような社会になれば良いと思う。
- ・地域活動で障がいのある方との交流があれば良いと思う。私も、過去ボランティアとして施設を訪れたが良い経験ができた。学校を通してボランティアに参加できる活動が多くなると良いと思う。
- ・広報や啓発活動は大事ですが、障がいを持つ人とも実際に関わり、話をするだけでしかお互いの理解は得られないと思う。障がいを持つ人が安心して外に出られるような施設、交通機関の整備、交流の場が必要だと思う。学校や教育に頼るところが大きすぎると感じている。行政がリードしないと解決しないことも多くある。期待しています。
- ・菊池市版のパラリンピックを開催し全国的にやれるように菊池市が先陣を切ってやってほしい。国際的に有名なイベントにしては。国際車イス大会とか。

（６）障がい児に対する保育や教育の環境整備

「障がい児が暮らしやすくなるために必要なこと」の調査結果をみると、「保育所・幼稚園・小中学校等での受入れ環境の整備（医療ケア体制、教職員の資質の向上、障がいに配慮した施設整備等）」の60.0%が最も多く、これに「親が働き続けることができること」（52.5%）、「周囲の児童・生徒や、保護者の理解」（42.5%）「手当や年金制度の充実」（同）が続いています。

保育や教育の環境を整えるためには、上記の項目をセットで戦略的に関係部署が連携して実現していく必要があります。

「福祉に関するアンケート調査」自由回答より

- ・ 菊池には障がい児童向けのショートステイが利用出来る施設がないため、大変困っている。今すぐにでも作ってほしい。
- ・ 障がい児の日中一時受け入れ施設を増やしてほしい。
- ・ 母子家庭で娘たちは療育手帳を持っている。経済的に苦しくてフルタイムで働いて生活費を稼ぎたいが、自力通学が難しい娘たちの送迎などもあり、勤務時間が限られており、シフト制の時間給の所で働いているが収入が少なく食べて行くことができない。新聞もとっていないので情報等もあまり知ることができず、これから娘たちを抱えてどうやって生きていこうかととても不安。母子家庭に向けて貸付等あるようですが、18歳になる娘たちも障がいがあるので高収入も見込めないだろうし、将来返済に苦しむのではないかと思うと借りることもできない。明日は何を食べようといった現状。
- ・ 高等支援学校を卒業して10年ですが、今でも学校が支援してくれるのでありがたい。
- ・ 他市町は障がい児が利用できる施設が増えているのに菊池市は増えないのはどうして増えないのか。平日の放課後はだいたい希望日に預けることができますが、夏休みや冬休み等、学校が長期休みに入るときはなかなか預けられず困っている。キャンセル待ちの日も多く預けられないので仕事を休むこともある。仕事をしたくても短時間のパートしかできない。確実に預けられて仕事ができるような環境がほしい。

一般市民対象「福祉に関するアンケート調査」の自由回答より

- ・ 今は一緒に住んで生活していますが、いずれ親が先に死にます。親なき後の生活をどうするのか。一番の課題。
- ・ 障がい児の教育などを外部にも知らせてほしい。障がいの方に対していろいろな勉強や教室、イベントなどを積極的にしてほしい。他市より少ないと思う。障がいのある方の状況を把握してほしい。市の職員が出向いてほしい。
- ・ 障がい児保育、教育に携わっていますが、保育士等の給料、労働時間にも配慮していただきたい。
- ・ 就学前の障がいのある子どもに対する医療的支援の充実と保護者に対する心理的、金銭的負担への支援。
- ・ 我が家にも障がいの生徒がいる。将来を悲観します。この先仕事に雇用されるのか。年金も払わなければならないし、税金を払わないとならないし。収入はないのに不安だらけ。学校でもいじめにあっているようで、もっと住みよい社会になってほしい。こういった家庭があることを分かってほしい。

3. 障害福祉サービスや相談・情報提供

(1) お金、薬の管理、外出、入浴等の介助ニーズが高い

日常生活動作（ADL）の状況をみると、「全部介助が必要」な項目として割合が高いのは、「お金の管理」（24.3%）、「薬の管理」（22.7%）、「外出」（22.3%）、「入浴」（16.2%）、「身だしなみ」（14.3%）となっています。同じく「全部介助が必要」と「一部介助が必要」を合わせた割合が高い項目は、「外出」（43.8%）、「お金の管理」（37.5%）、「薬の管理」（34.3%）、「入浴」（30.6%）、「身だしなみ」（28.8%）となっています。

以上の結果が障がい者の日常生活の動作上で困っていることであり、障害福祉サービスや相談・情報提供に関する取組み等は、これらの困ったことを解消していくことを念頭に置いて展開していく必要があります。

(2) 利用したい人に確実に障害福祉サービスを提供できる体制づくり

障がい者向けの障害福祉サービスについて、「障害福祉サービスを利用している」は23.3%となっています。「受給者証の交付は受けていない（障害福祉サービスの利用申請はしていないも含む）」が23.6%で、「受給者証の交付は受けたが、障害福祉サービスは利用していない」が18.8%となり、利用していない人の割合が高くなっています。

「障害福祉サービスを利用している」人の割合が比較的高いのは、『64歳以下』（36.2%）、「療育手帳所持者」（53.3%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」（33.6%）です。

障害福祉サービスを利用していない主な理由をみると、「今すぐ利用しなくてもやっていける」の49.7%が最も多く、これに「家族から介助を受けたい」と「利用の仕方が分からない」の9.4%が続いています。

「今すぐ利用しなくてもやっていける」の回答者数が多いのは、「65歳以上」（52.3%）、「身体障害者手帳所持者」（53.0%）となっています。

今後は、相談支援体制の充実などにより、障害福祉サービスを利用したい人には確実にサービスが提供できるような体制や仕組みを整えていく必要があります。

(3) 認知度、利用状況が低い相談支援機関

悩みや困ったことの相談先としては、「家族や親せき」の62.4%が最も多く、これに「友人・知人」（19.3%）、「かかりつけの医師や看護師」（15.4%）、「施設の指導員など」（12.2%）が続いており、家族や親せき、友人・知人に次いで、医療や福祉サービスの関係者が相談先となっていることがうかがえます。

「相談支援事業所」等の認知度と利用状況をみると、「知らない」の割合が40～50%台となっています。

「一般相談支援」に対するニーズは極めて高いことから、これらの相談支援機関の内容や利用方法等を周知していく必要があります。

障害福祉サービスの利用者の推移

	平成21年度	平成24年度	平成27年度
身体障がい者			
サービス利用者数（人）	99	126	154
市内の障がい者数（人）	2561	2561	2497
サービス利用率（％）	3.9%	4.9%	6.2%
知的障がい者			
サービス利用者数（人）	120	173	196
市内の障がい者数（人）	362	403	441
サービス利用率（％）	33.1%	42.9%	44.4%
精神障がい者			
サービス利用者数（人）	59	122	162
市内の障がい者数（人）	288	315	340
サービス利用率（％）	20.5%	38.7%	47.6%
障がい児			
サービス利用者数（人）	92	114	168
市内の障がい児数（人）	163	164	164
サービス利用率（％）	56.4%	69.5%	102.4%
合計			
サービス利用者数（人）	370	535	680
市内の障がい者数（人）	3374	3443	3442
サービス利用率（％）	11.0%	15.5%	19.8%

障害児通所支援は手帳所持者でなくとも受給できることから、サービス利用率が100%を超える場合もある。

「耳が不自由な方へのアンケート」の結果より

■コミュニケーションの方法

コミュニケーションの方法をみると、「口頭での会話（補聴器）」の66.7%が最も高く、これに「筆談」の16.2%、「口頭での会話」の13.1%が続いている。

■「手話」の使用状況

会話をする場合に日常的に「手話」を「使用」する人は7.1%となっている。手話を使用しない理由をみると、「手話を使用できない」の54.4%が最も高く、これに「支援者の通訳で会話するから」の10.0%が続いている。

■社会参加の状況

屋間の外出回数をみると、「毎日」の33.3%が最も高く、これに「週に2～3回」の30.3%、「週に1回程度」の13.1%が続いている。

昼間の過ごし方をみると、「買い物に出かける程度」の42.4%が最も高く、これに「仕事」の30.3%が続いている。

■手話通訳者派遣事業の利用状況

手話通訳者派遣事業を利用したことが「ある」人は3.0%となっている。この事業を利用しない理由をみると、「必要ないから」の69.2%が最も高く、これに「事業を知らないから」の18.7%が続いている。「事業を知らないから」と回答した17人のうち、今後、事業で手話通訳者に来てもらいたいと回答したのは4人となっている。外出先（市役所やお店など）で手話ができる人が「助かる」と回答した人は全体の17.2%となっている。

■障害福祉サービスの認知度

「知らない」が61.6%で、「知っている」は28.3%となっている。

「福祉に関するアンケート調査」自由回答より

- ・障がいがある人を病院に入れられるようにしてください。長期間入院できるようになってほしい。施設ではお金がかかる、年金では入ることができないので。
- ・医療的ケアが必要な人のショートステイを利用できる施設が1件もない。
- ・数週間に一度通院しているがなかなか信頼できる医師と巡り会えない。やっと出会えたとしても転院される。そのときの喪失感は多大なもの。付き添いの方がいる患者は転院できて良いと思うが、一人の私には何もできない。私の場合、精神障がい者なので精神科の医師は必要であり、よりよい治療を受けたいと思っている。もし医師に巡り会えない場合は看護師しか頼ることができない。別の話になるが、障がい者のためにその自治体にあるスーパー等宅配のサービスをできるようにしてほしい。今回の熊本地震により今まで利用していたネットスーパー等利用できなくなった。本当に今でも福祉課の方々には感謝していますが、身体障がいの方は目に見え、精神障がいは目に見えないのでいろいろな方面で理解してほしい。

（４）情報があまり伝わっていない人たちへの対応

制度や事業、障害福祉サービスなどの情報の充足度をみると、「少し伝わっている」と「ほとんど伝わっていない」、「まったく伝わっていない」を合わせた情報があまり伝わっていない人の割合が27.8%となっています。

情報があまり伝わっていない人は、「18歳未満」（あまり伝わっていない人の割合35.9%）、「19～64歳」（同35.0%）、「療育手帳所持者」（同41.0%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」（同35.5%）となっており、このような人たちへの情報提供に係わる施策や取組みが求められています。

「福祉に関するアンケート調査」自由回答より

- ・障がい者への連絡をしましょう。市の放送は聞こえない。民生委員と連携してほしい。

- ・ 行政からの回覧について。毎月 1 度、菊池広報と一緒に行政からの回覧がありますが、高齢者は杖をついて回覧を離れたお隣まで届けなくてはならず大変辛い思いをしている。どうか緊急回覧以外は各家庭へ配布される菊池広報内へ掲載するなどの工夫をお願いしたい。
- ・ 恩恵をいろいろ受けているが、私の周りの障がい者の方は全然福祉サービスを知らない人が多くいる。その度に私が知っている限りのことは教えていますが、なかなかお年寄りの方々からお尋ねすることはないので、お年寄りにいろいろな制度を教えいただければ喜ばれると思う。
- ・ 広く市民に伝えてください。
- ・ 視力が低下して広報やホームページを見なさいと言われても頭が痛くなるので見たくない。字を書くのも虫眼鏡片手に書くのが大変。昨年まで母の自宅介護で忙しかったが 12 月に亡くなってやる気がなくなって毎日ぼーっとしている。家族にはそれが理解できないみたいで変な目で見てるのが分かる。自分は鬱の気があるのかと思っている。
- ・ どんな計画や取り組みをしているか分からない。障がい者に知らせてほしい。

4. 権利擁護や災害時の避難等

(1) 差別や嫌な思いをした経験がある障がいのある人は 30.3%

差別や嫌な思いをした経験をみると、「ある」と「少しある」を合わせた差別や嫌な思いをした経験がある人の割合は 30.3%となっています。特に、「18 歳未満」と「療育手帳所持者」では、「ある」または「少しある」と回答した人の割合が 50%を超えています。

差別や嫌な思いをした時をみると、「日々の暮らしの中の視線」の 46.7%が最も多く、これに「人間関係」(42.8%)、「仕事や収入」(20.2%)、「行事や集まり」(16.7%)、「公共施設での対応、頻度」(16.0%)となっています。

■障がい者への差別をなくすために取り組むべきこと、できること(団体及び事業所対象アンケートより)

差別をなくすため行政が取り組むべきこと	事業所としてできること
□周知・啓発に関すること・9件	
障がい者差別解消法が4月1日からスタートしているが、地域には浸透していない。啓発が重要。	毎月一回事業所周辺の清掃作業を実施し、地域の方々にあいさつ等行っている。
もっと障がい者と関係の薄い一般の方にも周知するシステムが必要。地域社会との繋がりを深められるよう、行動支援や移動支援に積極的に取り組んでほしい。	地域社会との繋がりを深められるように、橋渡しを行う。
社会全体が障がいの理解を深めることができる、機会をつくる。人権教育を取り入れていく。	職員全体での研修や話し合いの場を増やし障がいの特性や支援方法を共有している。
健全者と障がい者の交流で、実態に応じた体験する機会が必要。	ボランティア、各種団体の見学受け入れなど、地域に対して開かれた施設として運営を行う。
啓発活動を官民一体で行っていく。	地域の方々との交流を行っています。交流を深めて、少しずつ理解していただく。
分かりやすい、利用しやすい制度をつくってほしい。	
障がいがある人への理解を得るための啓発や教育の充実。	交流の場をつくる。地域活動へ参加することで交流を図り、理解を得ていく。ワークキャップの積極的な受け入れ。
障害者差別禁止法の分かりやすいパンフレット等を活用した定期的な周知。	差別及び虐待に関しての法人内自主研修の開催。差別及び虐待に関しての外部研修等への参加。マニュアルの徹底。
周知活動。	事業所が地域と共に活動することで、自然に知ってもらうこと。小学校との交流事業を行っていくこと。
□合理的配慮に関すること・2件	
合理的な配慮を積極的に行っていただきたい。	
合理的配慮の普及と実行	個人に必要とされる合理的配慮の提供。 合理的配慮の普及活動。 施設設備の整備。 支援員等の確保。
□その他・4件	
障がい者へのアンケート調査を行い当事者の意見を聞く。	障がい者のニーズに添った支援の提供。地域との交流を図り理解を深めてもらう。
まちづくりにおいてのバリアフリーの推進。	
障がい者が集う場所がほしい。	いろいろな場所の見学など。
障がい者雇用の推進。	障がい者の雇用。

「福祉に関するアンケート調査」自由回答より

- ・以前は障がい者に対する冷たい視線を感じていたが、今日は本当に良い社会になり楽しく生活できるようになり本当に嬉しく感じている。
- ・相模原市の知的障がい者施設で起こった事件はただでさえ生きづらい弱者に対する現代日本を象徴するような出来事だった。容疑者の詳細が明らかにされる中で個人、単独での凶悪犯罪に止まらず容疑者を取り巻く現代日本が内包する危うさが浮き彫りになった。バブル崩壊後、不況下の日本は生産性第一主義を掲げ、いつの間にか効率だけを追い求める社会になり、安らぎより快樂を求め平和や安全よりお金を求める経済至上主義になった。そして、ヘイトクライムを助長し、弱者を差別する。近い将来、容疑者に賛同し行動するものが出てきてもおかしくないと思う。ナチスヒトラーがホロコーストを実施する前段として行った T4 作戦は優生学思想のもと。知的障がい者や精神障がい者を生きる命に値しないとして、また身体障がい者を労働力や兵役にならない国益に反するものとして 20 万人以上殺害したと言われている。私は現在の日本でこのようなことは起きまいと思っていたがそれが現実となり容疑者の考え方に同調する働き、共感を覚える価値観がネット等で広がっていくことに危機感を抱いている。この思想には終わりはなく。障がい者の次は高齢者、病弱な人、子ども、子どもを産めない女性へと連鎖し行き着くところは一握りの権力への帰結。障がい者は現代のカナリアなのか。もしそうだとしたら力ある限り力尽きるまで大きな声で泣き続けたいと思っている。ひとりでも多くの人が自分自身の生き方をもう一度見つめ直してほしいと思う。

一般市民対象「福祉に関するアンケート調査」の自由回答より

- ・障がいのある方々、その定義は身体、知的、精神、発達で程度にもよって複雑な印象。その違いや接し方などの知識も乏しいのでもっと広めていただきたい。理解が深まり誤解もなくなるように。
- ・先日の盲導犬が付いていながら、駅のホームで転落事故などを未然に防げた問題や、差別や偏見などがまだまだあるように感じる。小さいころから障がい者について正しい知識や手助けの仕方などを学ぶべきだと思う。
- ・障がいのある方々に対する差別事象については厳しく法律で取り締まるべき。インターネット上での発言、書き込みも同様に。
- ・私は障がいを持つか、持たないか紙一重で生活する時代がくると思う。何かの原因で障がいを持ってしまうのは親としても、子どもたちも本当に不本意なことだからです。未然に防げることもあります。市や議会、議員さんが正しい判断を決議され、住民を守ることから市民の幸せが守られることがある。緑を守り、全財産をはたいて家を持つ人の気持ちを感じた町づくりをお願いします。それだけでも多くの鬱病の方をつくらずに済むから。菊池は既存集落の議員、区長の意見は強く、それに反して新興住宅の人は何も知らず多額のローンを抱え、家は建てたものの、周りにマンションが建ってその下で住民は悩み、あきらめて生活している有様。

- ・障がいと一言で言ってもボーダーラインは不明瞭だと思う。身体、精神、性別等様々なことを網羅する言葉だと思う。社会の中で様々な方が繋がり、力を発揮し、調和していけることが課題ではないかと思い、どんな方にも真心を持って接する生き方をする大人たちが次世代の子どもたちを育てていけば自然と素晴らしい社会になるはず。ハワイなどの教育を学ぶのもいいかもしれません。
- ・知的障がいや四肢不自由な障がいをお持ちの方々には理解してくれる人が増えているが、発達障がいの人たちの特性に対しての理解はまだまだだと思う。発達障がいの方々の援助をお願いしたい。
- ・障がいにしろ高齢者にしろ対応がよく分からない。十人十色でひとくくりに出来ないから。素人がごちゃごちゃ言うのではなく、プロにお任せが良いのでは。接することがないので戸惑う。例えば席を譲る、扉を開けることをしたことがあります、大きなお世話だと言わないばかりの無言で怖かった。そして何かを言われているのですが、分かりませんでした。
- ・公的立場にいる人が、日常の中で平気で差別発言をしていることがある。本人にとって悪意はないだろうが、このようなアンケートをとっても公的立場にいる人の意識が低いのであれば、いつまでたっても何をしていても意味がないと思う。
- ・障がい者の特性理解がまだまだ低い。発達といっても特性は1人ひとり違う。その方と接することの難しさと受け入れと取り巻く環境。障がい者本人へのアドバイスも大事。

（２）市、社協、相談支援事業の連携による周知が必要

成年後見制度の認知度をみると、「名前も内容も知らない」34.2%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」19.2%、「名前も内容も知っている」16.9%となっています。「名前も内容も知らない」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」を合わせた『内容を知らない』人は、53.5%を占めています。

今後は障がい者の家族を含めて、市だけでなく、市社会福祉協議会、相談支援事業所等と連携して成年後見制度を周知していく必要があります。

（３）一人で避難できない人の把握と見守り体制の構築

災害時の一人での避難を、「できる」36.5%、「できない」39.1%、「わからない」16.1%となっています。このうち「療育手帳所持者」では、「できない」と回答した人の割合が63.1%となっています。

近所で助けてくれる人の有無をみると、「いる」37.4%、「いない」22.2%、「わからない」26.7%となっています。「いない」人の割合が比較的高いのは、「療育手帳所持者」の37.7%です。

また、火事や地震等の災害時に困ることとしては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の42.9%が最も多く、これに「安全なところまで、自分で避難することができない」の36.5%、「投薬や治療が受けられない」の34.5%が続いています。

■大規模な災害が発生したときに取り組むべきこと、できること(団体及び事業所対象アンケートより)

大規模な災害が発生したときに行政が取り組むべきこと	事業所としてできること
□連絡大切の整備、情報提供に関すること・7件	
障がい者、その家族が気を使うことなく過ごせる場所づくり	
障がい者が今回の地震の際に避難所で様々な差別を受けたのを目の当りにした。この様な差別が起きないように行政の方々が理解を求める周知をしてほしい。また、障がい者の方々のための避難所があれば混乱は減少するのでは。	避難所への速やかな誘導。支援物資の配布。利用者の被災状況、安否の確認。
障がいを持っている方の専用の避難所。避難所への老人施設職員等専門職の配置。事前に行政、民間との協議会を立ち上げ災害時に連携等を行う。	利用者、家族の安否確認。他機関との連携。
災害弱者の把握と避難の場の確保。	避難所としての機能が発揮できる条件が整っている場合は、障がい者だけでなく、休養を要する近隣の住民のための避難所として活用してもらう。
一次避難所の段階から福祉避難所の設置ができるよう前もってその確保と、地域への周知しておくことが重要。	災害時の福祉避難所としての協定を結ぶこと。
二次避難場所として、障がい者だけの施設を確保する。	事業所を避難場所として提供する。
今回の熊本地震により、当施設は大きな被害を受け、施設から出て安全な場所へ避難しなければいけない状況であった。通常の避難場所では、避難生活が続けられないと感じた。施設利用者と地域の障害者の方を含め、避難所の確保が必要と考える。	大規模災害が発生したときの対応マニュアルの整備。事業者独自の避難所の設定。熊本地震では法人本部に避難した。
□障がい者等の福祉避難所の確保・6件	
一人暮らしの災害弱者の安否確認。避難誘導の体制づくり。自治会や消防団系への協力要請。	避難訓練。関係機関との連絡調整。避難所として開放する。
.	法人として今回の熊本地震発生に伴い、防災マニュアルを作り、スムーズな支援が行えるようにと。
各事業所への被災状況の確認。避難場所や物資の情報提供。障がいの特性に対応。	利用者の安否確認。
迅速な情報を伝えてほしい。対応のアドバイス。	利用者の安全確保。保護者の協力。
避難場所での障がい者の受け入れ体制等の情報提供。カウンセラーを配置しストレスの軽減を図る。	利用者、家族の安否確認を行い災害対策本部に通知。日中の食事提供の場所として利用してもらう。
安否確認。避難情報などの取りまとめ及び連絡体制の主となること。	障がい者の受け入れや支援。

「福祉に関するアンケート調査」自由回答より

- ・この前の地震のときに病院に人工透析のために行ったが、透析患者は水を多く使うことを知らなかったのかと腹立たしい気持ちになった。
- ・震災があってからどういったサービスが受けられるのか具体的な情報が得られていない。いざという時の手引書きがあればと思う。今のところ家の中では動けるが、身体の自

由がきかなくなったときにこういったケアを受けられるか考えたりもするが、出来るだけ自宅で動けたらと思う。具体的なものを何一つ知らされていない気がする。

- ・4月の熊本地震で避難所開設と役所から放送はありましたが、人工透析、右足下肢切断と障がいがあり、他の方の迷惑になると思い避難所に行けなかった。車中泊を4日程度、後は余震に怯えながら生活した。熊本市内の障がいを持った知り合いには福祉のほうから戸別訪問があったとのこと。菊池市からは電話一本なかった。うちはたまたま食料もあり断水もしなかったので大丈夫でしたが、何もなかったらと考えるとぞっとする。こういったリストがあるのであれば災害時の支援体制の取り組みをお願いしたい。家族も働いているので精神的にどうしていいか分からなかった。
- ・今回の地震でかなり苦労した。支援体制や連絡が全くできなかった。障がい者避難所がなく、他の人に迷惑がかかると思い車中泊ですごした。音などに敏感なのに大きな声で指示されたりしてパニックを起こしそうになった。

5. 行政の施策、取り組み

（1）暮らしにくいと思っている層への対応

菊池市は障がいのある人にとって暮らしやすいかについては、「ある程度思う」38.1%、「あまり思わない」29.3%、「思う」10.0%となっています。「あまり思わない」と「思う」を合わせた人の割合は、36.5%を占めます。特に、「18歳未満」（64.1%）、「19～64歳」（44.8%）、「療育手帳所持者」（45.1%）で“暮らしにくい”と思っている人の割合が高くなっています。

障がい者としてのニーズで共通する部分もありますが、今後は年齢や障がいの内容により、特有のニーズがあることを想定した施策や取り組みを展開していく必要があります。

（2）障がいの内容に応じた施策、取り組みが必要

行政（国、県、市）でさらに充実すべきこととしては、「年金や手当等の充実」の43.4%が最も高く、これに「通院・治療のための医療の充実」（28.5%）、「緊急時や災害時の支援体制づくり」（26.8%）、「障がい者にやさしいまちづくりの推進（公共交通機関、道路等の整備）」（23.9%）が続いています。

障がいの内容によって充実すべきことは、以下のように特徴があることから、それぞれのニーズに応じたきめ細かな対応が求められています。

▼身体障害者手帳所持者

- ・「年金や手当等の充実」（44.7%）
- ・「通院・治療のための医療の充実」（30.4%）
- ・「緊急時や災害時の支援体制の充実」（28.3%）

▼療育手帳所持者

- ・「年金や手当等の充実」（32.8%）

- ・「就労支援の充実（働くための訓練、職業紹介や就労後の指導や支援等）」（29.5%）
- ・「障がいのある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」（27.9%）

▼精神障害者保健福祉手帳所持者

- ・「年金や手当等の充実」（50.9%）
- ・「通院・治療のための医療の充実」（34.5%）
- ・「障がいのある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」（30.9%）

「福祉に関するアンケート調査」自由回答より

- ・国民年金では病院へ行くのもぎりぎり。助成の方法はないのか。なるべく迷惑をかけないように頑張っている。好んで病気をしているわけではない。今はどうにか生活していますが、贅沢はできない。福祉の方よろしくお願いします。
- ・私には年金が月に4万円しかありません。電気代、ガス代、特に食費は辛抱して生活している。月に5万ぐらいあれば生活できますが、4月からは家賃26000円になるので病院へ1回いだけでも辛い。ふれあい喫茶に一週間に1回行っているが、12月に終わりと聞きました。盆踊りやカラオケ大会などあり楽しかった。老人の楽しみを奪わないでほしい。
- ・4級になっても何の援助もないので、少しでももらえたら助かる。
- ・なんとか自力で生活したいと思っている。出来なくなったとき、どうすればいいか心配。国民年金なので経済力も心配。
- ・年金をあげてほしい。
- ・今のところ服薬管理ですが、私の主人は障がい者でふたりとも行政に生かされていると感じている。主人は国民年金で私は厚生年金で生活している。主人は透析をしているので市、県、国のおかげで生きていると思う。月々の支払いを見るたびに感謝している。私の近辺では生活保護を受けながら酒を飲み贅沢な生活をしている人もいる。区費も払わず生活保護の分を障がいの人たちに少しでも回してほしい。
- ・病院受診の帰りに支所に車イスがあれば書類の手続きをして帰ろうと立ち寄りました。父が車イスを取りに行き戻ってくると1台としてまともな車イスがなかったとのこと。タイヤの空気が入っていなかったり、足をのせる部分が壊れていたり、まっすぐ進まなかったりと3台もあるのに全部の車イスが正常な状態ではありませんでした。せっかく来たので乗れそうな車イスに乗ってみました。途中で壊れるのではないかと思った。車イスで中へ入ると残りの2台が堂々と玄関先に置いてあり驚きました。奥にこれしかないですと言われて借りてきたと思っていたので、これでは利用する人はいないのではないかと感じた。毎日働いている職員は何も思わないんだなと思った。車イスも安く手に入るものもある。使えない3台を置いておくより使える1台を置いていたほうがいいのでは。
- ・総合支所があるが、相談しても分からない方が配属されている。時間がかかる。行くまでも一人で行くのは大変なのに困ることが多い。本庁と支所の差がある気がする。誰でも分かるような勉強会が必要ではないか。サービス云々より職員の知識が必要。

- ・市の職員の対応が親切で感謝している。福祉行政にも感謝。
- ・広報で福祉サービス等見るが、障がい者計画がどういった内容なのか具体的に分からない。
- ・役所から送られてくる書類の種類が多く内容が分からない。申請をしないと受けられないものもあり、その内容さえ分からないので申請しそびれている。障害支援区分とか身障者区分、限度額認定とか理解できないものが多い。窓口で教えてもらえますか。
- ・選挙で投票所へ行った際、失語症のため、文字を書くことができず、○を付けるにも記載してある内容が分からないので投票したい候補所や政党を把握している家族が指を指して教えようとしたら係の人たちがよってたかって教えてはいけないと責め立てていたために本人はパニックになり投票はできず。その後２度と投票へ行かなくなりました。失語症の方に対する選挙時の投票への配慮を考えていただきたい。今のままでは選挙権がないようなもの。
- ・障がい者手帳の更新時に障害年金に関するもので更新する制度はやめてもらいたい。年金の等級になるのか説明が一切ない。手帳が２級から３級になってしまった。今後の年金受給に大きく影響する。
- ・知的障がいや精神病など重複して障がいがある。大変で福祉のサービス利用も手続きも大変なのでスピーディーに使用できたらと思う。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

(1) 本市における障がい者福祉施策の足跡と国の動向等

本市では、平成 19 年 3 月、障害者自立支援法の施行など社会福祉制度の改革や、多様化する障がい者や家族等のニーズに対応するため、「菊池市障害者計画」を策定しました。

この計画は、「みんなとともに、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を理念とし、これを実現するための目標として、「1. 障がいのある人への理解と共感の場づくり」「2. 安心して暮らせる支援体制づくり」「3. 自立を支えるきめ細かなしくみづくり」「4. 住みよい生活環境づくり」「5. 障がいのある人を支えるネットワークづくり」を掲げ、障がい者福祉の推進を図ってきました。

一方、社会情勢や法制度が大きく変化する中、平成 25 年 9 月、障害者基本法に基づく新たな第 3 次障害者基本計画が閣議決定されたことにより、都道府県及び市町村では、この計画を参考とした障がい者を対象とする基本計画の改定が求められるようになりました。さらに、国の新計画の基本理念では、障害者基本法第 1 条に規定されるように、障がいの有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向け、障がい者等の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図ることになっています。このような方針に基づいて、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策が国をあげて総合的かつ計画的に展開されようとしています。

(2) 基本理念とまちづくり目標

本市が平成 19 年以来、実現を目指してきた「みんなとともに、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」という内容は、障害者基本法第 1 条に規定される内容と非常に近い理念です。従って、前計画で掲げた基本的な考え方を引き継ぐとともに、国の新計画の基本理念と歩調を合わせて実現していく意図を込めて、次のとおり理念を設定します。

相互に人格と個性を尊重し、

みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる

共生社会の実現

また、障害者基本法の2つの基本原則に基づき、「みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち」と「差別のない安心して暮らせるまち」の実現をまちづくりの目標として設定し、施策及び取組みを推進します。

まちづくり目標① みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち

▼施策や取組みの具体的な目標

- ・障がいのある人みんなが、社会のすべての場面に参加できるようにします。
- ・障がいのある人みんなに対して分かりやすい言葉などを選ぶことができるようにします。
- ・障がいのある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにします。
- ・障がいのある人みんなが、ことばや必要な気持ちを伝える方法(点字、手話、要約筆記、筆談)で、必要な気持ちを伝えるための情報を手に入れたり、使ったりする方法を選べるようにします。

まちづくり目標② 差別のない安心して暮らせるまち

▼施策や取組みの具体的な目標

- ・障がいがあるからという理由で障がいのある人を差別しない社会をつくれます。
- ・社会的障壁(社会のかべ)のために困っている障がいのある人がいて、その障壁をなくすための負担が大きすぎないときは、その障壁をなくすために合理的な配慮をします。
- ・差別とは何かを伝え、差別をなくすために必要な情報を集め、整理し、欲しい人に手に入るようにします。

2. 基本方針と施策体系

「みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち」と「差別のない安心して暮らせるまち」、そして障がいがあってもなくても、「相互に人格と個性を尊重し、みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる共生社会の実現」のため、以下の基本方針と施策体系等を定め、障がい者の自立及び社会参加の支援等を目的とした施策を総合的かつ計画的に実施します。

(1) 9の基本方針

①差別の解消及び権利擁護の推進

障害者差別解消法等に基づいて、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者等の権利擁護のための取組みを推進します。

②障害福祉サービス等の充実

全ての人を尊重するという考え方に基づいて、障がい者等が人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。

③保健・医療サービスの充実

障がいの発生予防・早期発見に努めるとともに、障がい者等が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、医療機関との連携を図ります。特に、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病に関する施策の推進と障がいの原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

④教育の充実、社会参加の促進

障がいのある児童生徒が必要な支援のもと、その年齢や能力、特性に応じた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることができる仕組みの構築に努めます。また、障がい者等が円滑に、地域活動、文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境整備等を推進します。

⑤雇用と就労の充実、経済的自立の支援

一般就労を希望する障がい者等にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である障がい者等には就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進するとともに、生活安定施策の周知・充実と経済的負担の軽減を図ります。

⑥生活環境の整備

障がい者等が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。

⑦コミュニケーションの支援

情報通信手段の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

⑧安心・安全対策の推進

防災・防犯対策を推進するとともに、消費者被害からの保護等を図り、障がいのある人みんなが、安心・安全な地域社会の中で生活することができる社会の実現を目指します。

⑨行政サービス等における配慮

障がい者等が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努めるとともに、障がい者等がその権利を円滑に行使することができるように配慮を行います。

（２）計画の推進方策

①連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの推進

関係部署の密接な連携・協力を図るとともに、熊本県や近隣市町との連携・協力体制の一層の強化を図ります。また、取り組みの実施にあたっては、行政と地域住民、民間福祉団体との協働による福祉活動の展開と、地域における推進体制の構築を積極的に促進します。

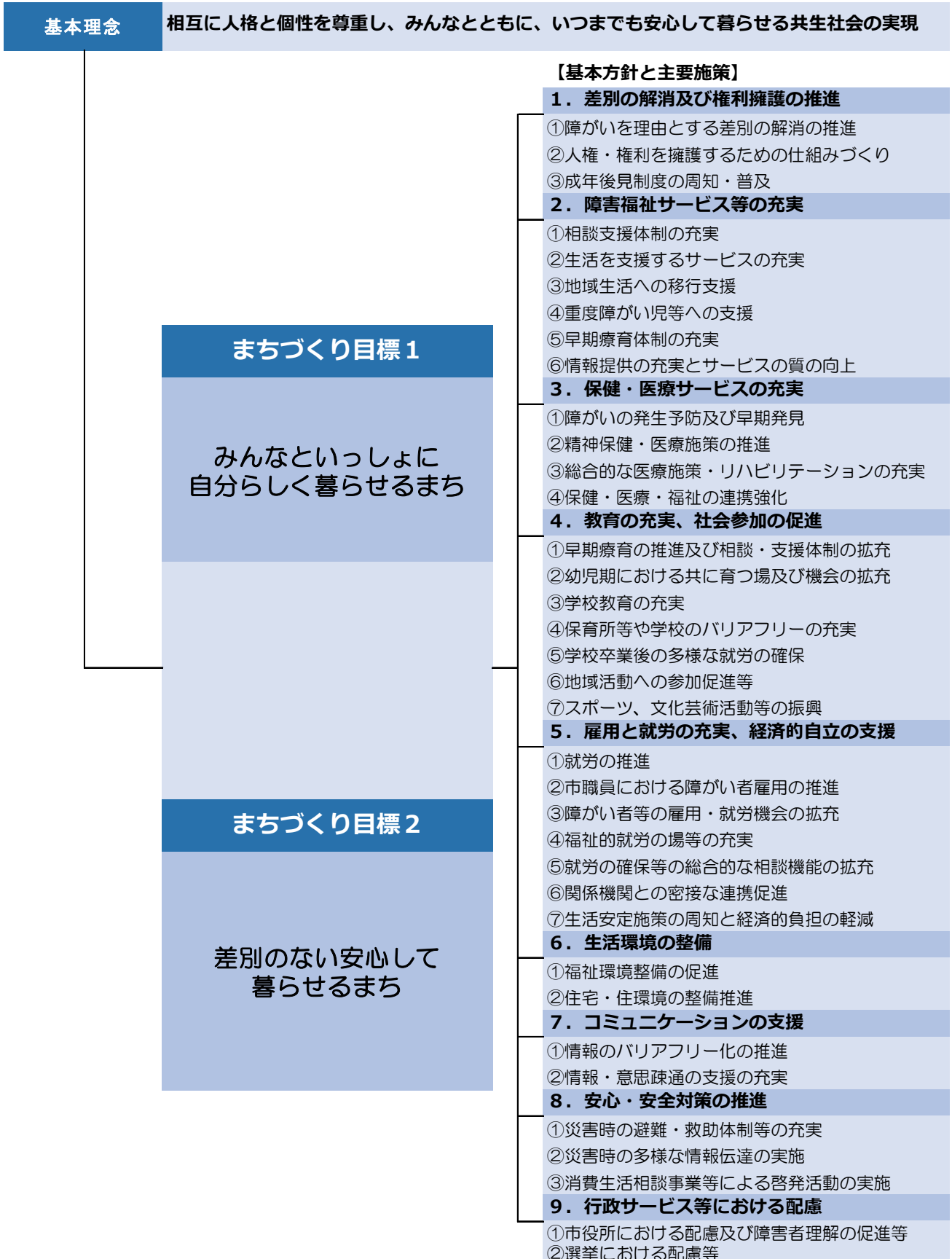
②広報・啓発およびボランティア活動の推進

障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深める広報・啓発活動、障がい及び障がい者理解の促進のための取り組み、ボランティア活動等の推進のための取り組みを推進します。

③進捗状況の管理及び評価

計画内容を着実に実行していくために、広く市民や関係者に周知するとともに、関係各部署の連携による全市的な推進体制と計画の進行管理を行います。

(2) 施策体系 (案)



第4章 施策の方向

1. 差別の解消及び権利擁護の推進

障害者差別解消法等に基づいて、障がい者を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者の権利擁護のための取組みを推進します。

(1) 現状と課題

「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」は、障がい者が地域で安心して日常生活を営むための方向性を示しています。これらの法を踏まえた差別の解消及び、虐待の防止並びに成年後見制度の利用促進などの取組みを進めることが重要です。

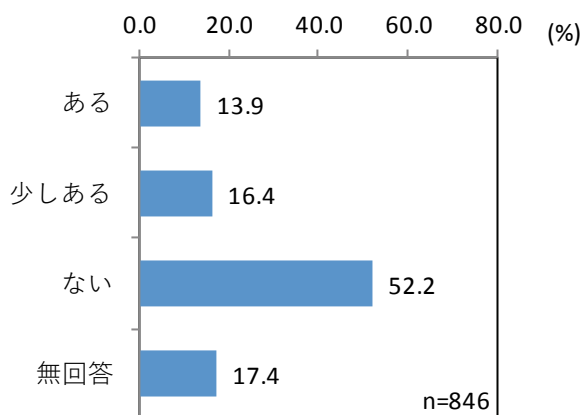
また、今後も「みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち」、「差別のない安心して暮らせるまち」、そして障がいがあってもなくても、「相互に人格と個性を尊重し、みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる共生社会の実現」という本計画の理念のもと、市民一人ひとりが障がいのある人への理解と問題意識を高める必要があり、障がいのある人が直面している差別などの問題についてさらに情報提供や啓発が必要とされています。

現状を「福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

▼差別や嫌な思いをした経験（単一回答）

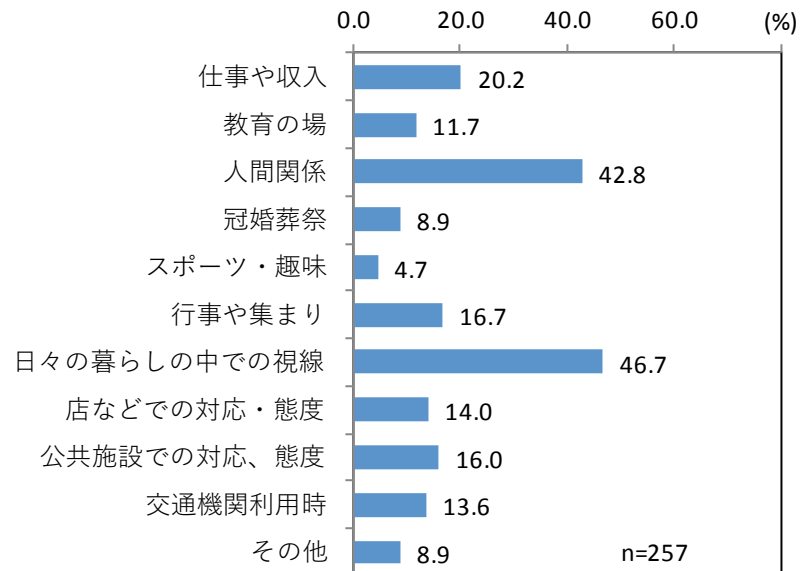
差別や嫌な思いをした（する）ことが、「ない」の52.2%が最も多くなっています。「ある」と「少しある」を合わせた差別や嫌な思いをした経験がある人の割合は、30.3%を占めています。

回答者特性別
にみると、「18歳未満」と「療育手帳所持者」では、「思う」または「ある程度思う」と回答した人の割合が50%を超えています。



差別や嫌な思いをした時（複数回答）

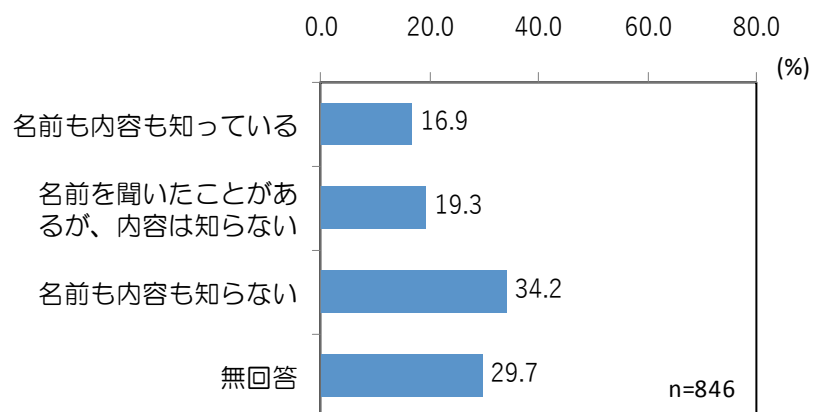
「日々の暮らしの中での視線」の46.7%が最も多く、これに「人間関係」の42.8%が続いています。以下、割合の高い方から順に、「仕事や収入」（20.2%）、「行事や集まり」（16.7%）、「公共施設での対応、態度」（16.0%）となっています。



成年後見制度の認知度（単一回答）

「名前も内容も知らない」34.2%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」19.3%、「名前も内容も知っている」16.9%となっています。

こうした差別の解消や虐待の防止などを実効性のあるものとするためには、広報・啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実、権利擁護のための体制などの人権・権利等を擁護するための仕組みを整えていく必要があります。



(2) 施策の方向

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ・ 障害者差別解消法（平成28年4月施行）に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制等の整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。また、本市独自の「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」及び「菊池市人権教育・啓発基本計画」に基づき、障がいのある人の人権擁護について、市民に広く理解を求め人権意識の高揚を図ります。
- ・ 改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者等と健常者との均等な機会及び待遇の確保並びに障がい者の有する能力が有効に発揮できるための取り組みを推進します。
- ・ 障がいや障がい者に対する住民の理解を深めるため、広報、講演会、交流事業等を実施します。

② 人権・権利を擁護するための仕組みづくり

- ・ 相談体制等の充実により、障がい者虐待の防止や早期発見を図ります。
- ・ 障がい者等の人権・権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら相談体制の充実を図ります。
- ・ 障害福祉サービス利用者等からの苦情について、関係機関と連携し、権利擁護及びサービスの向上に努めます。
- ・ 人権・権利擁護に対する住民の理解を深めるため、広報紙、ホームページ、講演会等で周知を図ります。

③ 成年後見制度の周知・普及

- ・ 関係機関等と連携しながら、障がい者等の人権や権利を擁護する成年後見制度の周知・普及を図ります。
- ・ 適切なサービスを利用することが困難な障がい者等に対して、サービスの適切な選択・利用、日常的な金銭管理等を支援するため、関係機関と連携して「地域福祉権利擁護事業」の普及啓発と利用促進を図ります。

(3) 施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
①障がい者を理由とする差別の解消の推進	1) 障害者差別解消法等に関する広報啓発 広報紙やホームページ等を活用した広報活動を実施し、住民の障がいに対する理解・関心が深まるよう、障がい者差別の解消のための広報・啓発に取り組みます。	福祉課 市長公室
	2) 障害者雇用促進法に関する広報啓発 障害者雇用促進法に規定された雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や障がい者が働くに当たっての支障を改善するための措置等について、県やハローワークと連携し、広報紙、ホームページ等を活用した広報啓発を実施します。	福祉課 市長公室
②人権・権利を擁護するための仕組みづくり	1) 相談支援事業 障がい者等の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な支援を行います。 また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障がい者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。	福祉課 人権啓発課
	2) 障がい者虐待防止支援事業 障がい者虐待に関する通報を受け、必要な対応を図るとともに、障がい者虐待の未然防止についての周知を図ります。	福祉課 人権啓発課 子育て支援課 高齢支援課 福祉課
	3) 福祉サービスに関する苦情等の対応、相談窓口の紹介 福祉サービスに関する苦情に対応するとともに、苦情相談窓口等の紹介を行い、利用者の権利擁護及びサービスの向上に努めます。	
	4) 各種団体との多様な啓発事業 住民一人ひとりが、人権問題に対する理解と認識を深めるために講演会等を開催しま	福祉課 人権啓発課

	す。	生涯学習課
③成年後見制度の周知・普及	1) 成年後見制度の周知・普及 成年後見制度を周知啓発するとともに、関係機関と連携し、成年後見制度に関する相談対応、法人後見の支援に取り組みます。 2) 地域福祉権利擁護事業 判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がい者等に対して、関係機関と連携し、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理、書類等の預かり等の事業を積極的に周知啓発します。	福祉課 高齢支援課 福祉課 高齢支援課

2. 障害福祉サービス等の充実

全ての人を尊重するという考え方に基づいて、障がい者等が人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。

(1) 現状と課題

障がいのある人等が個人としてその尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むためには、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けながら、障がい者等が自ら居住する場所を選択できる環境を整えることが必要です。また、本人の意向を尊重したうえで施設入所者や退院可能な精神障がい者等が、生活の場を地域へと移行できる環境を整えることも求められており、相談支援体制の整備や住宅、グループホームなどの生活の場の確保と質の向上、大幅な制度改革に対応した利用者への周知等が課題となっています。

こうした環境を整えていくためには、相談支援体制や障害福祉サービス等の充実、地域生活への移行支援、重度障がい児・者への支援、情報提供の充実とサービスの質の向上など、単一のサービス提供ではなく複合的な利用者本位のサービス提供体制を構築していくことが重要です。

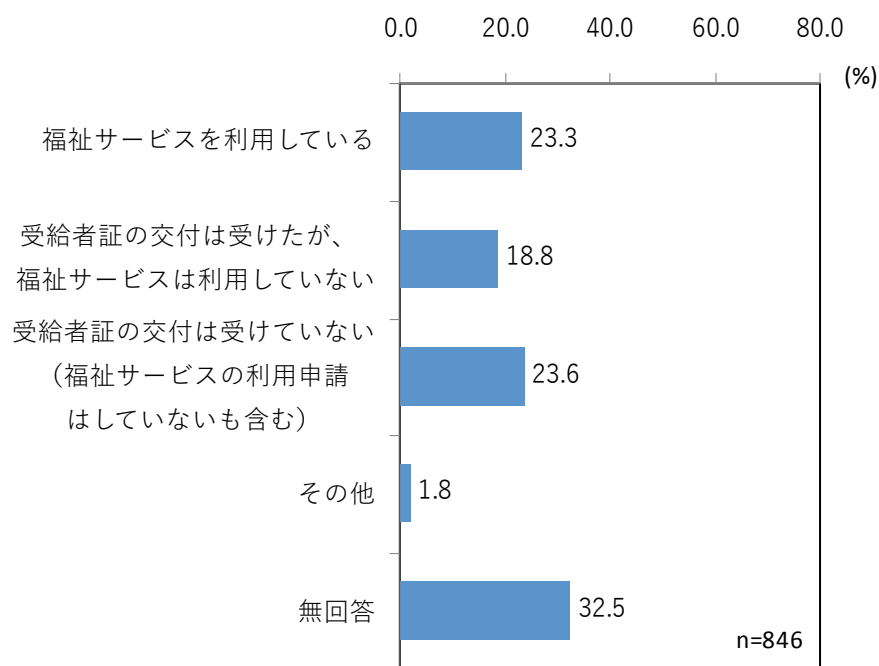
さらに、「児童福祉法」の改正（平成 24 年 4 月）により事業が再編され、身近な地域で支援が受けられる療育体制の構築と保護者へのきめ細かな周知が求められています。

本市では、障がいの早期発見・早期療育を目的として、主に就学前児童の発達相談や療育を行っていますが、相談を希望する児童数が増加しています。また、自閉症などの発達障がいを持つ障がい児も増加しており、相談支援や必要な情報の発信、普及・啓発等が求められています。

現状を「福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

障がい者向け福祉サービスの利用状況（単一回答）

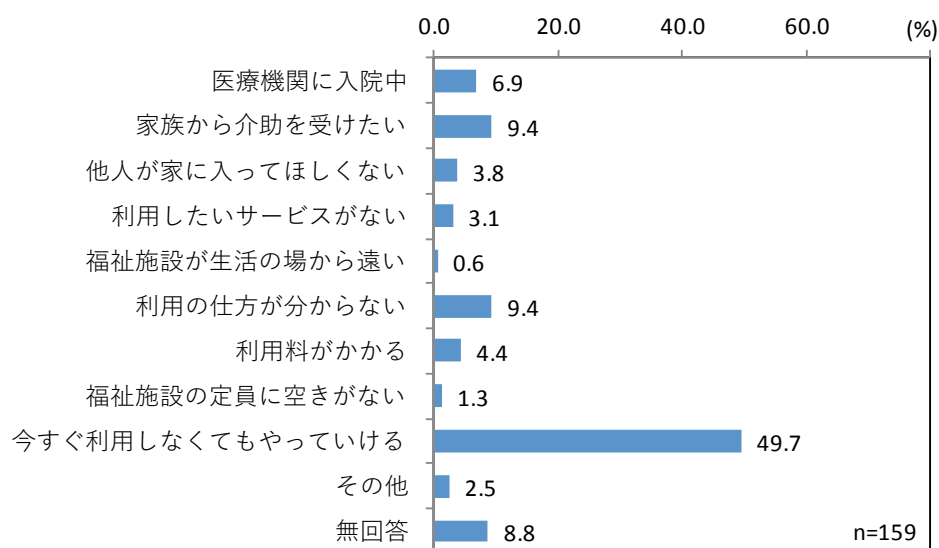
障がい者向けの福祉サービスについて、「福祉サービスを利用している」は 23.3%となっています。「受給者証の交付は受けていない（福祉サービスの利用申請はしていないも含む）」が 23.6%で、「受給者証の交付は受けたが、福祉サービスは利用していない」が 18.8%となり、利用していない人の割合が高くなっています。



福祉サービスを利用していない主な理由（単一回答）

福祉サービスを利用していない人に限定して聞いた利用していない主な理由をみると、「今すぐ利用しなくてもやっつけていける」の49.7%が最も多く、これに「家族から介助を受けたい」と「利用の仕方が分からない」の9.4%が続いています。

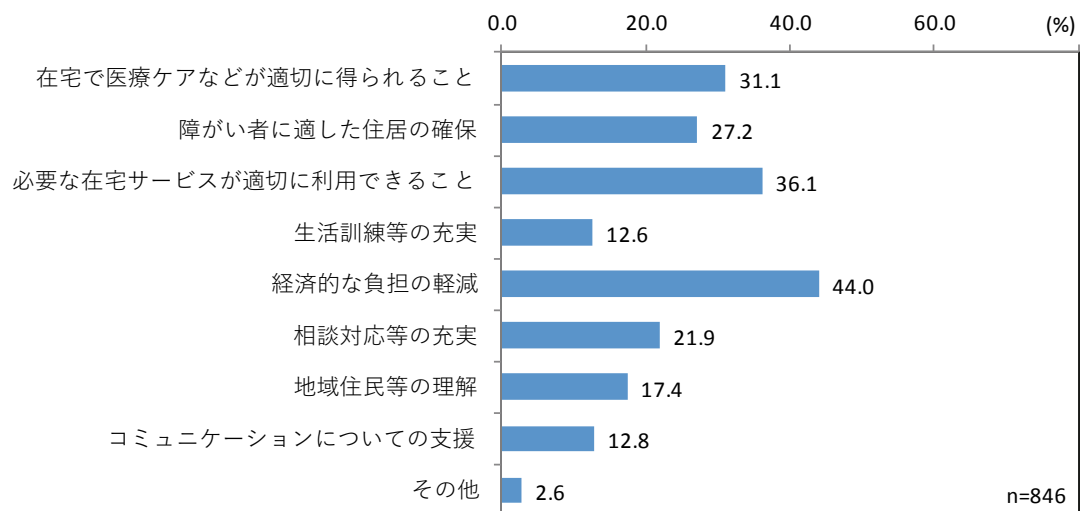
「今すぐ利用しなくてもやっつけていける」の回答者数が多いのは、「65歳以上」(52.3%)、「身体障害者手帳所持者」(53.0%)となっています。



地域で生活するために必要な支援（複数回答）

「福祉施設で暮らしている」、「病院に入院している人」と回答した人に地域で生活するために必要な支援を聞きました。

結果は「経済的な負担の軽減」が最も多く、全体の 44.0%を占めています。以下、割合の高い方から順に、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（36.1%）「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」（31.1%）、「障がい者に適した住居の確保」（27.2%）となっています。



(2) 施策の方向

① 相談支援体制の充実

- ・障がい者等が、住み慣れた地域、家庭で、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身近なところで相談や支援が受けられる体制の整備とその周知を図ります。

② 生活を支援するサービスの充実

- ・障がい者等が住み慣れた地域で生活し、さまざまな分野でいきいきと活動できるようにすることを目的とした障害福祉サービス等の充実を図ります。また、常時介護を必要とする障がい者等への医療的ケアを含む在宅における適切な支援のあり方を検討します。
- ・障がい者等の社会参加をより円滑にするために、外出支援策を推進します。
- ・地域でいきいきとした生活を送ることができ、社会参加や社会活動を促進するため、さまざまな日中活動の場の充実を図ります。
- ・一般就労を促進するとともに、自立した生活基盤の確保や生きがいにつながる福祉的就労の場等の充実を図ります。
- ・障がい者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる住まいや生活の場の確保を図ります。
- ・地域で安定的な生活を送れるよう、各種手当の支給や医療費の助成等を行います。

③ 地域生活への移行支援

- ・施設入所者や退院可能な精神障がい者等が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行するための支援を行います。

④ 重度障がい児等への支援

- ・重度障がい児等の生活の場の確保を図るとともに、在宅の重度障がい児等の日中活動の場を確保するため、通所施設等での在宅支援策のあり方を検討します。
- ・地域生活の継続が困難な重度の障がい児等の意向を十分に尊重したうえで、生活の場としての入所施設の確保に努めます。

⑤ 早期療育体制の充実

- ・より身近な地域での障がいの早期発見、早期療育が可能となるよう早期療育体制の充実を図ります。
- ・発達障がいなど多様化する児童の障がいへの専門的な対応が可能となるよう、相談支援や職員研修の充実を図ります。

⑥情報提供の充実とサービスの質の向上

- ・障がい者等が自分に合った事業者やサービス内容を適切に選べるよう、情報提供に努めるとともにサービスの質の向上と利用者への周知を図ります。

(3) 施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
①相談支援体制の充実	1) 相談支援事業 障がい者本人、保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な支援を行います。 また、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障がい者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。	福祉課 子育て支援課 高齢支援課
②生活を支援するサービスの充実	1) 移動支援事業 屋外での移動が困難な障がい者について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援事業について、実施事業所と連携し事業の充実を図ります。 2) 同行援護 視覚障がい者に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護事業について、実施事業所と連携し事業の充実を図ります。 3) 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業 聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、意思疎通支援の充実を図ります。 併せて、手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むための支援者を養成します。	福祉課 福祉課 福祉課

	4) 日中活動の場の充実 障害福祉サービスに加え、市内施設等の行事、市の行事への参加、地域活動支援センターの利用を促進するなど、関係機関と連携し多様な日中活動の充実に努めます。 5) 就労継続支援事業 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業について、実施事業所と連携し、事業の充実に努めます。 6) 日常生活用具給付事業 日常生活上の便宜を図るために障がい者等に給付する日常生活用具について、その利用を促進します。 7) 短期入所 在宅障がい者等の介護者が、病気等により一時的に介護できなくなった時に、障がい者等が施設に短期間入所し、入浴や排泄、食事等のサービスの提供を受ける短期入所事業について、実施事業所と連携し、事業の充実に努めます。 8) 特別障害者手当等の制度の周知 特別障害者手当等の各種手当等の制度を広報紙やホームページ等により周知に努めます。 9) 重度心身障害者医療費助成事業、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）制度の周知 障がい者等が医療機関を受診した場合に、医療費の自己負担相当額の一部を助成する各種医療制度について、広報紙やホームページ等により周知に努めます。	福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課
--	--	---

③地域生活への移行支援	1) 障害福祉サービスの利用促進 障がい者等が、医療機関を退院し、地域等へと移行する際、適切な障害福祉サービスの利用を促進します。 2) 長期入院者の地域移行支援 入院が長期にわたっている精神障がい者について、医療機関の退院後生活環境相談員と地域援助事業者との連携を強化し、地域移行に向けた支援を行います。	福祉課 福祉課 健康推進課
④重度障がい児等への支援	1) 重度障がい者等への支援 重度心身障がい児等への医療費の助成、各種障害福祉サービスの提供等により、重度障がい児等の日常生活及び社会生活の充実に資するよう努めます。	福祉課
⑤早期療育体制の充実	1) 療育指導、相談等の充実 在宅の重症心身障がい児、身体障がい児、知的障がい児、発達障がい児、障がいの疑いのある児童及びその家族等に対して、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう実施事業所と連携し、療育の機能の充実に努めます。また、実施事業所対象の勉強会を開き、提供する支援内容の充実に取り組めます。	健康推進課 福祉課 子育て支援課 学校教育課
⑥情報提供の充実とサービスの質の向上	1) 相談支援事業（再掲） 障がい者本人、保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な支援を行います。 また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障がい者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組めます。	福祉課 子育て支援課 高齢支援課

	2) 広報紙、ホームページ等の充実 障がい者福祉制度全般について、改正等の内容を分かりやすくするなど、提供する情報の内容充実に努めます。	福祉課 市長公室
--	--	---------------------

3. 保健・医療サービスの充実

障がいの発生予防・早期発見に努めるとともに、障がい者等が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、医療機関との連携を図ります。特に、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病に関する施策の推進と障がいの原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

（１）現状と課題

障がいを早期に発見し、重症化しないようにするためには、健康診査の実施や気軽に相談でき、早期に療育を受けられる体制が必要です。

このため本市では乳幼児健康診査等を行っていますが、近年は発達相談関係の利用者が増えてきていることから、今後は関係機関等との連携のもとで障がいの早期発見・早期療育が可能となるような体制整備がよりいっそう求められています。

20歳以上での障がいの原因としては、交通事故などによるけがのほか、生活習慣病が原因であることも多いことから、本市では生活習慣病の発症予防及び重症化の予防等を目的とした取組みの推進により、市民の健康づくりを支援しています。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加も顕著であることから、正しい知識の普及によるこころの健康づくりの推進など、精神保健・医療施策のさらなる充実も求められているところです。

難病については、国において難病対策についての議論がなされています。難病は誰でも発症する可能性があり、発症した場合、原因不明で治療法も確立されていないことから、精神的にも経済的にも大きな負担となります。これらの方々の不安の軽減を図るための相談・支援を行うとともに、患者への保健・医療・福祉施策のさらなる充実が求められています。

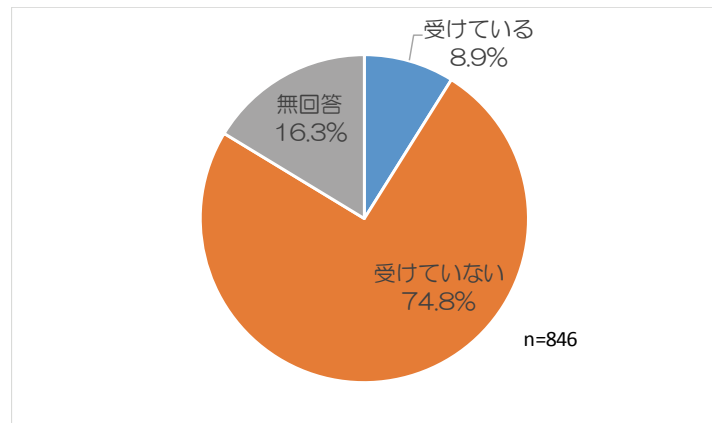
主として身体障がい者や高次脳機能障がい等のある方に対しては、相談から医療・訓練指導を経て地域生活への移行にいたるまでの一貫したリハビリテーションの提供が必要です。今後も、リハビリテーションの専門性のさらなる向上と関係機関との連携強化等の取組みが求められています。

現状を「福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

難病認定の状況について（単一回答）

難病（特定疾患）※の認定を「受けている」と回答したのは 8.9%となっています。年代別にみると、「18 歳未満」の割合が高くなっています。

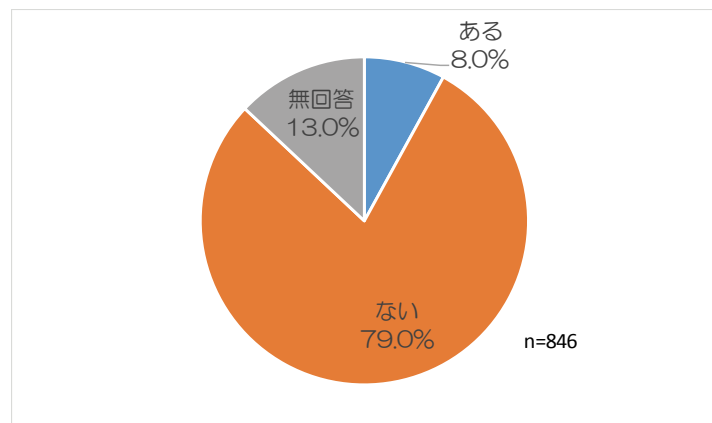
※難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」（「難病の患者に対する医療等に関する法律第1条」より）と定義されています。



発達障がい状況について（単一回答）

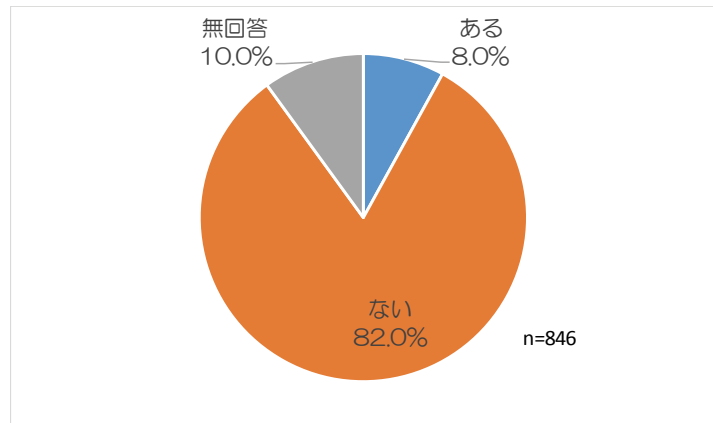
発達障がい※として診断されたことが「ある」と回答したのは 8.0%となっています。

※発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」（「発達障害者支援法第2条」より）と定義されています。



高次脳機能障がいについて（単一回答）

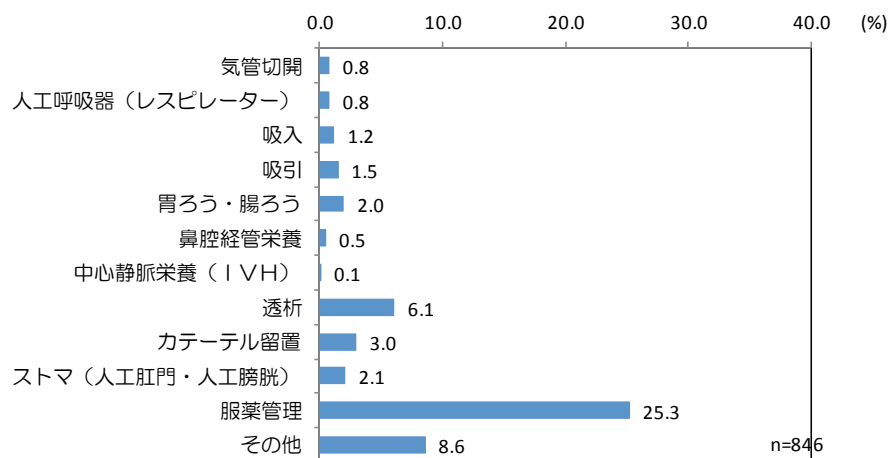
高次脳機能障がいとして診断されたことが「ある」は8.0%となっており、関連障がいをみると、「肢体不自由（下肢）」の48.5%が最も多く、これに「音声・言語・そしゃく機能障がい」の36.8%、「肢体不自由（上肢）」の33.8%が続いています。



※平成13年度に開始された高次脳機能障害支援モデル事業において集積された脳損傷者のデータを慎重に分析した結果、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいを主たる要因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する一群が存在し、これらについては診断、リハビリテーション、生活支援等の手法が確立しておらず早急な検討が必要ながことが明らかとなった。そこでこれらの者への支援対策を推進する観点から、行政的に、この一群が示す認知障がいを「高次脳機能障害」と呼ぶことが適当である（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部国立障害者リハビリテーションセンター）としている。

医療的ケアの状況について（複数回答）

現在受けている医療的ケアをみると、「服薬管理」の25.3%が最も多くなっています。以下、回答割合の高い方から、「その他」（8.6%）、「透析」（6.1%）、「カテーテル留置」（3.0%）の順となっています。



(2) 施策の方向

①障がいの発生予防及び早期発見

- ・障がいの発生予防及び早期発見を推進するために、乳幼児健康診断等による障がいの早期発見体制づくりを進めます。また、障がい児の育児にかかる相談体制を充実するとともに、療育機関等の関係機関との連携強化を促進します。
- ・障害児相談支援事業の拡充に努めるとともに、児童の個々の状況に応じた療育支援ができるように努めます。
- ・脳卒中後遺症や人工透析など生涯にわたる障がいを予防するため、生活習慣病の予防と早期発見を図る健康教育・健康診査等の充実に努めます。

②精神保健・医療施策の推進

- ・精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などの広報を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、住民への普及啓発のほか、精神科医療機関と他の医療機関との連携を推進します。
- ・福祉課、健康推進課、医療機関、相談支援事業者など関係機関同士の連携を進め、未受診・治療中断者などきめ細かい支援が必要な方に対応できる体制づくりを進めます。また、ひきこもり状態にある人や家族への支援策のさらなる充実について検討します。
- ・相談支援事業者等による利用者への日常的な関わりや休日・夜間の対応など、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、近隣自治体、関係機関と連携した支援体制づくりを進めます。

③総合的な医療施策・リハビリテーションの充実

- ・障がい者等が、身近な場所でいつでも必要かつ適切な医療の提供が受けられるよう関係機関との連携を図ります。
- ・自立した地域生活や職場及び社会復帰に向け、適切なリハビリテーションの提供体制の充実に図ります。

④保健・医療・福祉の連携強化

- ・「障害者総合支援法」の施行により新たに障がい者の範囲に加えられた難病患者等を含め、支援を必要とする方々が安心して生活を送ることができるよう、関係機関との連携強化を図り、切れ目のないサービスが提供できる体制づくりを進めます。
- ・難病患者については、国や県の動向を注視しつつ実態把握に努め、必要な施策を実施していきます。

(3) 施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
①障がいの発生予防及び 早期発見	1) 乳幼児健診等による障がいの早期発見 乳幼児健診の結果により、発達の遅れが考えられる乳幼児については、専門の療育機関へつなぎます。また、障がいの疑いのある児童に対し、必要な支援を行うため、保育所等や学校との連携を行います。 2) 各種健診の推進 生活習慣病の予防・早期発見を図るため各種健診の勧奨を行います。また、健診結果をもとに保健指導を行い、生活習慣病の重症化予防を図ります。 3) 健康教育、健康相談 健康づくりに関する正しい知識の普及啓発、生活習慣病等による相談対応を行います。	健康推進課 福祉課 子育て支援課 学校教育課 健康推進課 福祉課 健康推進課 福祉課
②精神保健・医療施策の推進	1) 精神保健活動の推進 精神保健活動の推進のため、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発及びこころの健康に関する相談機会の提供・周知を行います。 2) 相談支援事業者等との連携 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業者や関係機関と連携した支援を行います。 3) 長期入院者の地域移行支援 精神障がい者について、医療機関の退院後生活環境相談員と地域援助事業者との連携を強化し、情報共有を図るとともに、	福祉課 健康推進課 福祉課 福祉課 健康推進課

	地域移行に向けた支援を行います。	
③総合的な医療施策・リハビリテーションの充実	1) 適正な医療の提供 障がい者等が病気等の際に、必要かつ適切な医療サービスの提供が行える体制を整えるため、医療機関との連携を図ります。	福祉課
	2) 自立訓練等の利用を支援 障がい者等が医療機関を退院し、地域又は施設へと移行する際に、継続的にリハビリテーションに取り組めるように、広報等を通じて、関係機関及び対象者への情報提供を行い、自立訓練等の障害福祉サービスの利用を支援します。	福祉課
④保健・医療・福祉の連携強化	1) 障がい者自立支援協議会の充実 保健・医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、活動の充実に努めます。	福祉課

4. 教育の充実、社会参加の促進

障がいのある児童生徒が必要な支援のもと、その年齢や能力、特性に応じた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みの構築に努めます。また、障がい者等が円滑に地域活動、文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーション活動を行うことができるよう、環境整備等を推進します。

(1) 現状と課題

障がい児教育においては、一人ひとりの能力や可能性を伸ばし、積極的に社会参加していく人の育成を目指し、特別の配慮のもとに手厚くきめ細かな教育を行っていくことが重要です。義務教育段階の障がいのある児童生徒に対して、障がいの種別や程度に応じた特別支援学級を整備するとともに、これを推進する特別支援員・補助教員の資質の向上と活用の充実に努めています。通常学級には、発達障がい等のある児童生徒が在籍しており、今後も一人ひとりの障がいの状態に応じた教育が求められています。また、障がいのある児童生徒を学校教育や地域社会で受けとめ育てていくことが大切であり、小・中学校の他の子どもたちとともに活動し、ふれあう機会を積極的に設けていくことも重要とされています。

また、障がいのある人が地域の一員として豊かな生活を送るためには地域活動への参加が基盤となりますが、実際には障がいのある人の参加は少ないというのが実情です。スポーツは障がいのある人にとって、体力の維持・強化だけでなく、機能回復の面からも大きな効果があります。また文化活動は自立や社会参加を促し、健康で豊かな生活を創造します。このようなことから、障がい者等がさまざまな地域活動やスポーツ、文化活動に参加でき、生活の質を高めていくことができるような環境整備も求められています。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下の内容が求められています。

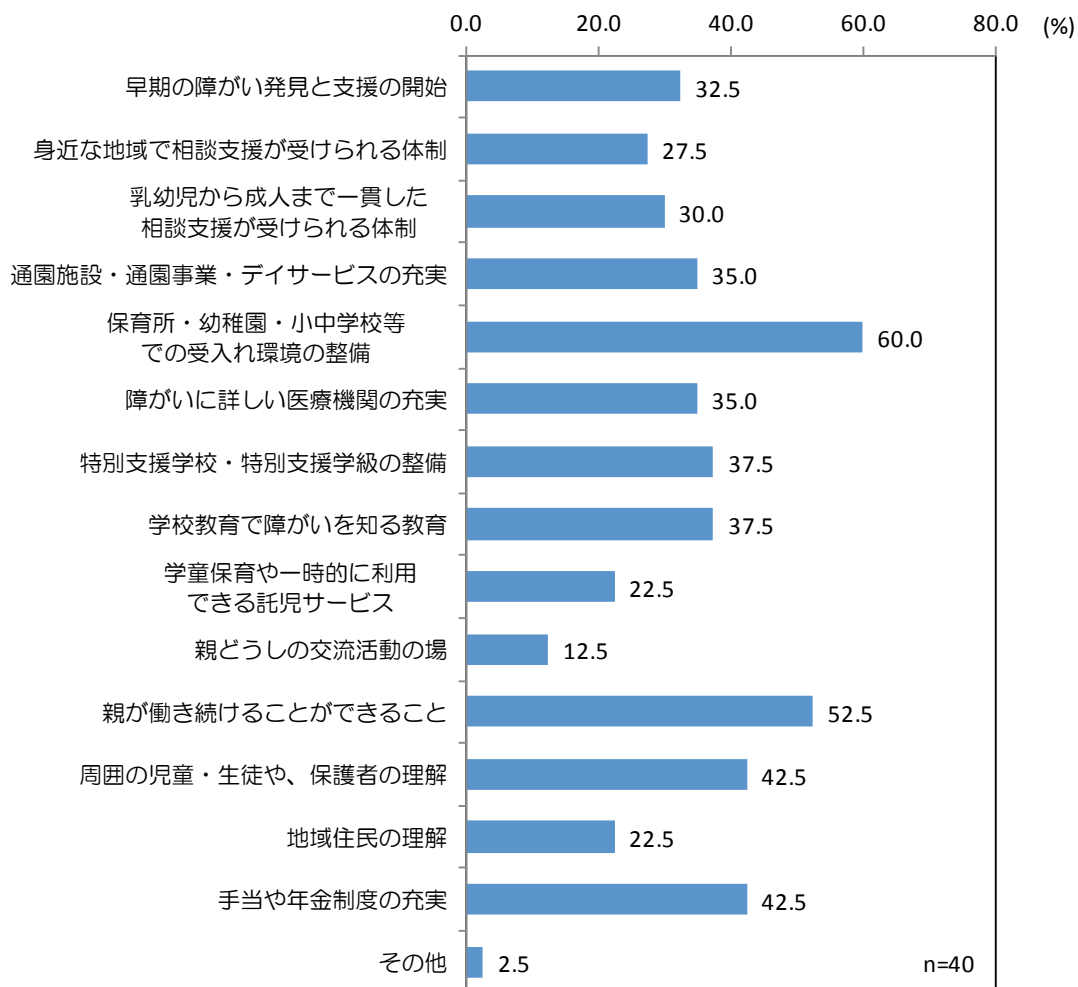
通園・通学先

現在、保育所、幼稚園、認定子ども園、障がい児通園施設や学校等に通っている方、39人の通園・通学先は、以下の表のとおりです。

通園、通学先		人	%
未就学	保育所	2	5.1
	幼稚園・認定子ども園	0	0.0
	障害児通園施設	3	7.7
	その他	0	0.0
小学校（小学部）	通常学級	2	5.1
	特別支援学級	4	10.3
	特別支援学校	5	12.8
中学校（中学部）	通常学級	1	2.6
	特別支援学級	6	15.4
	特別支援学校	7	17.9
高校（高等部）	高等学校	1	2.6
	特別支援学校	7	17.9
専門学校・大学等	専門学校	0	0.0
	大学・大学院	1	2.6
	職業訓練校	0	0.0
	その他	0	0.0
無回答		0	0.0
合計		39	100.0

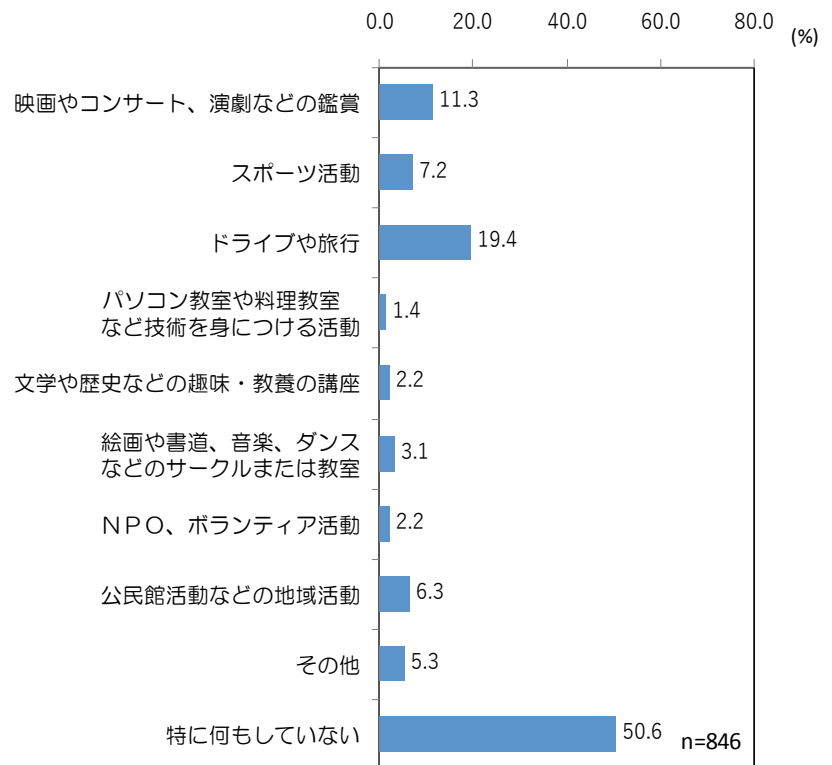
障がいのある子どもたちが暮らしやすくなるために必要なこと（複数回答）

18 歳未満の障がいのある子どもたちがおられる保護者に、障がいのある子ども達が暮らしやすくなるために必要なことを聞きました。結果は「保育所・幼稚園・小中学校等での受入れ環境の整備」の 60.0%が最も多く、これに「親が働き続けることができること」（52.5%）、「周囲の児童・生徒や保護者の理解」（42.5%）、「手当や年金制度の充実」（同）が続いています。



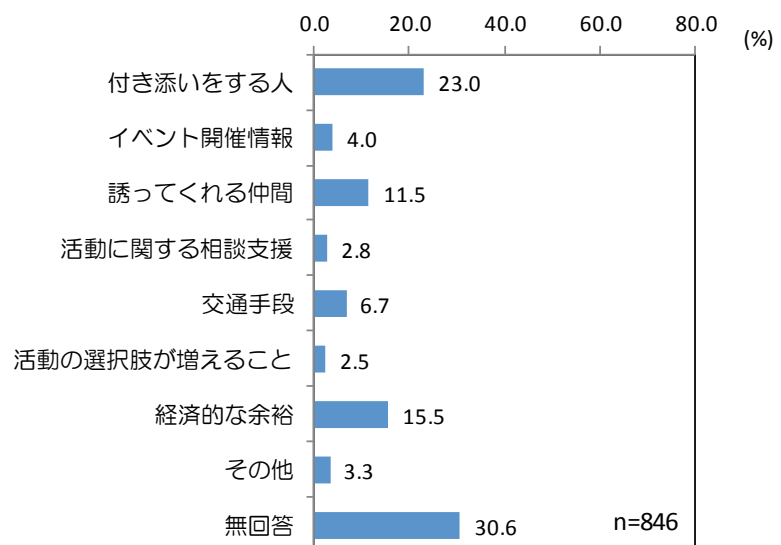
現在、行っている余暇活動と社会活動（複数回答）

障がいのある人たちが現在行っている余暇活動や社会活動をみると、「特に何もしていない」の50.6%が最も多くなっています。“引きこもり”対策と併せて、こういった方々への余暇活動や社会活動の機会や情報提供等を行っていく必要があります。



余暇活動や社会的活動を行うために主に必要なこと（単一回答）

障がいのある人たちが余暇活動や社会活動を行うために主に必要なこととしては、「付き添いをする人」の23.0%が最も多く、これに「経済的な余裕」の15.5%、「誘ってくれる仲間」の11.5%が続いています。



（２）施策の方向

①早期療育の推進及び相談・支援体制の拡充

- ・障がいのある児童等は、障がいの早期発見、早期治療により、その可能性を伸ばす必要があります。このため在宅、保育所、幼稚園・認定子ども園などの日常生活の違いに応じて、相談業務の充実、早期療育の推進、適正就学を図ります。
- ・就学前、就学期、卒業後などライフステージのあらゆる段階を通じて、相談体制や療育について、切れ目のない一貫した体制の充実を図ります。
- ・虐待防止及びその早期発見のための連絡調整を行い、相談支援体制の充実に取り組めます。
- ・障がい者等の社会参加を促進するため、生涯を通じて学習できる機会を整えます。

②幼児期における共に育つ場及び機会の拡充

- ・幼児期において、共に育つ場の機会を拡充するため、保育所や幼稚園・認定子ども園における障がい児の受け入れ等を推進します。

③学校教育の充実

- ・障がいの有無にかかわらず、互いの個性を尊重し合いながら学んでいくことができるよう、障がいの状態に応じたさまざまな学びの場の選択肢の確保に努めます。
- ・市内にある保育所、幼稚園・認定子ども園、小・中学校のすべての教職員を対象とした研修の充実を図ります。

④保育所等や学校のバリアフリーの充実

- ・障がい児用トイレやスロープの設置、小・中学校における特別支援教育支援員等の人的配置及び保育所等における障がい児保育に対する助成などのハード・ソフト面でのバリアフリーの充実を図ります。

⑤学校卒業後の多様な就労の確保

- ・特別支援学校や高等学校などでの就労指導の充実に努めます。

⑥地域活動への参加促進等

- ・障がいのある人の地域活動への参加を促進するとともに、障がいのある人と地域住民との交流の機会をつくります。
- ・障がいのある人の創作的活動又は生産活動の機会提供、社会との交流の促進を図るために地域活動支援センターを設置し、活動を支援します。

⑦スポーツ、文化芸術活動等の振興

- ・障がい者等がさまざまなスポーツ・レクリエーション活動や文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図るとともに、スポーツ交流、文化芸術活動を通じた地域間交流や国際交流を支援します。

(3) 施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
①早期療養の推進及び相談・支援体制の拡充	1) 相談支援事業（再掲） 障がい者本人、保護者、介護者等からの相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障がい者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。 2) 学習機会の充実 公民館主催の講座等と連携した講座などを通じて学習機会の充実に努めます。	福祉課 子育て支援課 高齢支援課 福祉課 生涯学習課
②幼児期における共に育つ場及び機会の拡充	1) 幼稚園、保育所への受入 障がいのある児童が幼稚園、保育所等へ入園、入所した場合、一般の児童とともに集団保育・生活を行うことで当該児童の心身の発達を促します。	福祉課 子育て支援課 健康推進課
③学校教育の充実	1) 教育の支援 障がいの種類、程度等の判断について専門的な立場から検討します。また、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を受けることができるように、就学先について保護者へ説明を行うとともに保護者の意見等を踏まえながら、就学相談等を行います。	学校教育課

	2) 特別支援教育の研修 各学校における特別支援教育の充実のために、各学校の特別支援教育担当者を対象に、専門家の講話や実践発表、研修会を開催することにより教職員の専門性を高めます。	学校教育課
④保育所等や学校のバリアフリーの充実	1) 特別支援員・補助教員の活用 学習支援機材及び啓発教材などの整備を推進するとともに、市立小中学校において、発達障がい、肢体不自由等の障がいがある児童生徒の学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うため、特別支援員等の人的配置の面からのバリアフリーの充実を図ります。 2) 学校等施設のバリアフリー化 学校等の公共施設の新築または改修工事時においてバリアフリー化に関する確認を行い、ハード面からのバリアフリー化の充実を図ります。	学校教育課 学校教育課
⑤学校卒業後の多様な就労の確保	1) 関係機関との連携 学校卒業予定の生徒について、生徒に合わせた就労体系についてハローワーク、相談支援事業者等との連携を図り、情報を共有するとともに就労の確保に向けた調整を行います。	福祉課
⑥地域活動への参加促進等	1) 地域活動の参加促進 地域に関する情報を障がいのある人へ提供するために、障がいの種別に応じた情報伝達手段を検討し、地域活動参加への拡大を図ります。また、地域で孤立しないように障がいのある人が参加又は所属できる団体等からの呼びかけを促進し、障がいのある人の地域活動への参加を促進します。 2) 地域住民との交流 地域住民の差別や偏見が障がいのある人	福祉課 福祉課

	の社会参加を妨げることのないように啓発を行い、理解と協力を求めます。障がいのある人と地域住民との交流の場をつくり、地域活動参加への意識の向上を図ります。 3) 地域活動支援センターの設置推進 障がいのある人の創作的活動又は生産活動の機会提供、社会との交流の促進を図るために地域活動支援センターを設置し、活動を支援します。	福祉課
⑦スポーツ、文化芸術活動等の振興	1) スポーツ大会等への参加促進 障がいのある人の体力向上及び障がい者スポーツの普及を図るため障がい者スポーツ大会やレクリエーション等の催しへの参加を促します。また、障がい者スポーツの指導員の育成・強化を図ります。 2) 社会教育の推進 障がいのある人を対象とした学習機会を提供するために、障がいのある人の各講座等への参加を促進するとともに、設備の整備、備品の拡充、図書館における点字図書や大活字本、D A I S Yの拡充を図ります。 3) 文化芸術活動への参加促進 障がい者等の文化芸術活動の振興を図るため関係団体や催しへの参加を促します。	福祉課 生涯学習課 福祉課

5. 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

一般就労を希望する障がい者等には、できる限り一般就労できるように、一般就労が困難である障がい者等には、就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進するとともに生活安定施策の周知・充実と経済的負担の軽減を図ります。

（１）現状と課題

雇用や就業への支援は、障がい者等が地域で自立した生活を送るための所得の確保や働くことによる生きがいづくりにつながることから、非常に重要な施策です。

現状をみると、障がい者等の就労意欲は高いものの就職状況は非常に厳しいものがあり、法定雇用率に達していない企業も依然としてみられます。

平成 25 年 4 月から法定雇用率が引き上げられました。平成 30 年 4 月からは精神障がい者の雇用が義務化されることになっており、障がい者等の就業促進がいっそう求められるようになってきています。

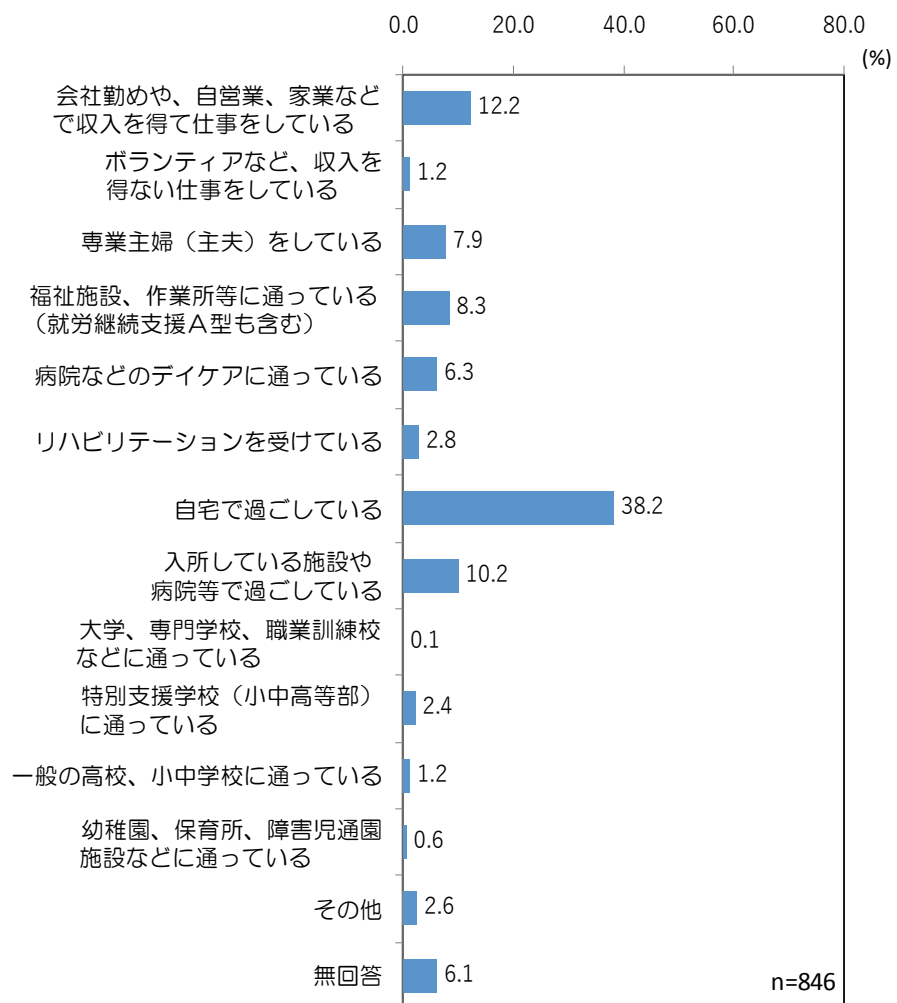
職場環境への適応が困難であったり、厳しい雇用環境に離職を余儀なくされたりする障がい者等も少なくありません。こういった方々への再就職に向けた支援や雇用を継続するための支援も課題になっています。

また、障がいのある人の生活の安定を図るためには、所得保障が必要となります。障がいのある人や介護者の就労の困難さ、雇用条件などの課題から福祉施策として障がいのある人の生活を保障する必要があります。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下のような状況です。

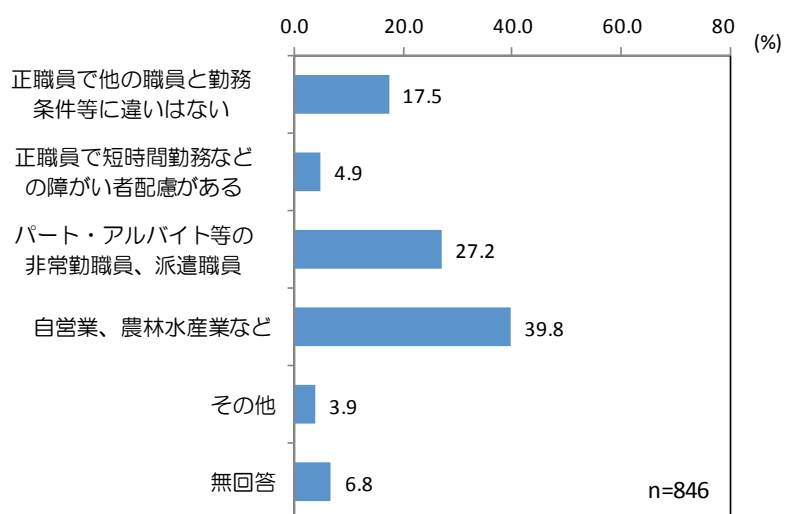
平日、日中の主な過ごし方（単一回答）

「自宅で過ごしている」の 38.2%が最も多く、これに「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」（12.2%）が続いています。以下、割合の高い方から順に、「入所している施設や病院等で過ごしている」（10.2%）、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援 A 型も含む）」（8.3%）、「専業主婦（主夫）をしている」（7.9%）となっています。



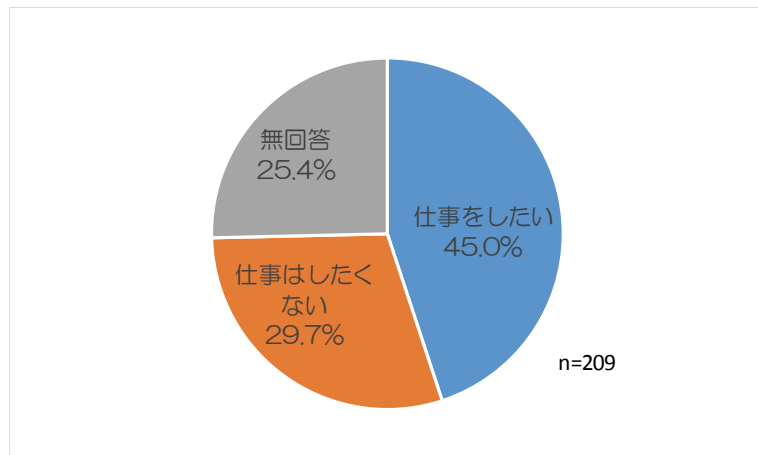
就労形態（単一回答）

「自営業、農林水産業など」の39.8%が最も多く、これに「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の27.2%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の17.5%が続いています。



就労意向（単一回答）

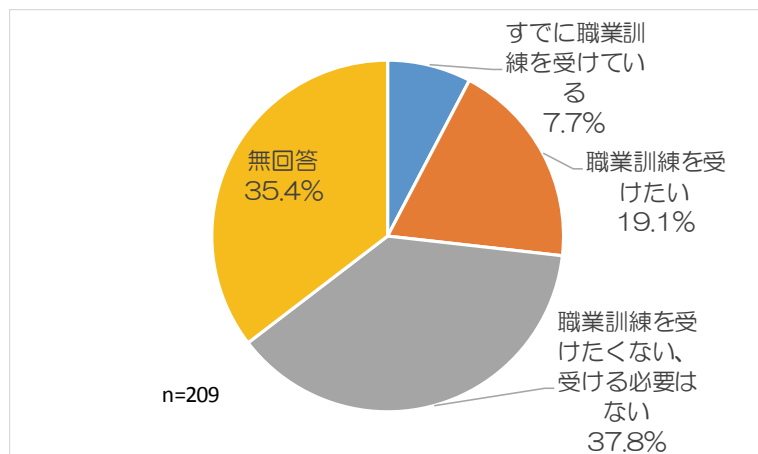
「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外の回答を選択した人に就労に対する意向を聞きました。結果は、「仕事をしたい」の45.0%に対し、「仕事をしたくない」は29.7%、「無回答」25.4%となっています。「仕事をしたい」という就労意向を持つ人が比較的多いのは、「療育手帳所持者」(58.5%)と「精神障害者保健福祉手帳所持者」(50.9%)となっています。



職業訓練に対する意向（単一回答）

「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が37.8%で、「職業訓練を受けたい」は、19.1%となっています。「すでに職業訓練を受けている」は7.7%、「無回答」が35.4%です。

障がいの特性別にみても、大きな差は認められません。



（２）施策の方向

①就労の推進

- ・国（ハローワーク）や県の雇用促進事業との連携をより密にし、雇用を促進するための啓発活動を進めます。

②市職員における障がい者雇用の推進

- ・計画的な職員採用など、民間企業に率先して障がい者雇用の推進を図ります。

③障がい者等の雇用・就労機会の拡充

- ・障がいのある方に対して社会的な責任を果たすために「障害者優先調達推進法」を適用します。このことにより、市内における障がい者雇用を推進している企業や団体を支援するとともに、障がい者就労施設等の製品の販売支援の推進を図ります。

④福祉的就労の場等の充実

- ・自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場等の充実を図ります。

⑤就学の確保等の総合的な相談機能の拡充

- ・相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者等の就業を促進します。

⑥関係機関との密接な連携促進

- ・保護者、ハローワーク菊池、行政、教育機関、相談支援事業所、就労支援関連の事業所などが密接な連携を進め、就労の実現等を図ります。

⑦生活安定施策の周知と経済的負担の軽減

- ・障がいのある人の生活安定のための制度の周知を図ります。
- ・公共料金等の負担軽減の周知を図るとともに、市のサービスの利用料の無料化や割引等の拡大に努めます。

(3) 施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
①就労の推進	1) 就労支援情報の提供 国、県等による障がい者の職業訓練、就職面談会等の広報を行います。	福祉課
②市職員における障がい者雇用の推進	1) 市職員採用選考での障がい者雇用の推進 障がいのある人材の計画的な職員採用など、民間企業に率先して障がい者雇用の推進を図ります。	総務課
③障がい者等の雇用・就労機会の拡充	1) 障害者優先調達の推進 「障害者優先調達推進法」を適用し、障がい者就労施設等から提供可能な物品等について情報収集を行うとともに、全庁的な取り組みを推進します。	福祉課
④福祉的就労の場等の充実	1) 就労継続支援事業 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供、農福連携等の新規就労機会の開拓、知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業の充実に努めます。	福祉課 農政課
⑤就業の確保等の総合的な相談機能の拡充	1) 福祉施設利用者の一般就労への支援 福祉施設を利用している障がい者の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用を推進します。	福祉課
⑥関係機関との密接な連携促進	1) 障がい者雇用施策の推進 ハローワーク菊池と行政との密接な連携のもとで、事業主への雇用奨励、出張相談の開催、就労の状況把握など障がい者雇用施策を推進します。 2) 関係機関との連携による就労の実現 特別支援学校等の教育機関、相談支援実施事業所、就労移行支援及び就労継続支援事業所などと緊密な連携を図り、就労の実現等を図ります。	福祉課 福祉課

⑦生活安定施策の周知と 経済的負担の軽減	1) 生活安定施策の周知 障がいのある人の生活安定のために、障害基礎年金、障害厚生年金、特別障害者手当、生活福祉資金貸付制度等について、制度の周知を図ります。 2) 公共料金等の負担軽減 住民税の非課税または所得控除、軽自動車税や公共料金の減免について周知を図ります。 3) 市のサービスの利用料無料化・割引等の拡大 公民館など市の施設における障がいのある人の利用料の無料化、割引等の拡大について検討します。	福祉課 健康推進課 福祉課 税務課 福祉課 生涯学習課 社会体育課
---------------------------------	---	--

6. 生活環境の整備

障がい者等が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。

（１）現状と課題

障がいのある人が、どこでも気軽に外出できるためには、多くの人が利用する市役所や学校などの公共施設、民間の店舗などを、だれもが利用しやすいようにする必要があります。また、本市は菊池温泉などの観光地に多くの旅館・ホテルや観光施設がありますが、市外から訪れる障がいのある人への対応も必要とされます。

本市では、市役所などでスロープや手すり、障がい者用を兼ねた多目的トイレの設置、障がい者優先駐車場の整備等を行い、小・中学校の施設の改善を進めています。また、公共施設等のユニバーサルデザインの評価を実施しています。

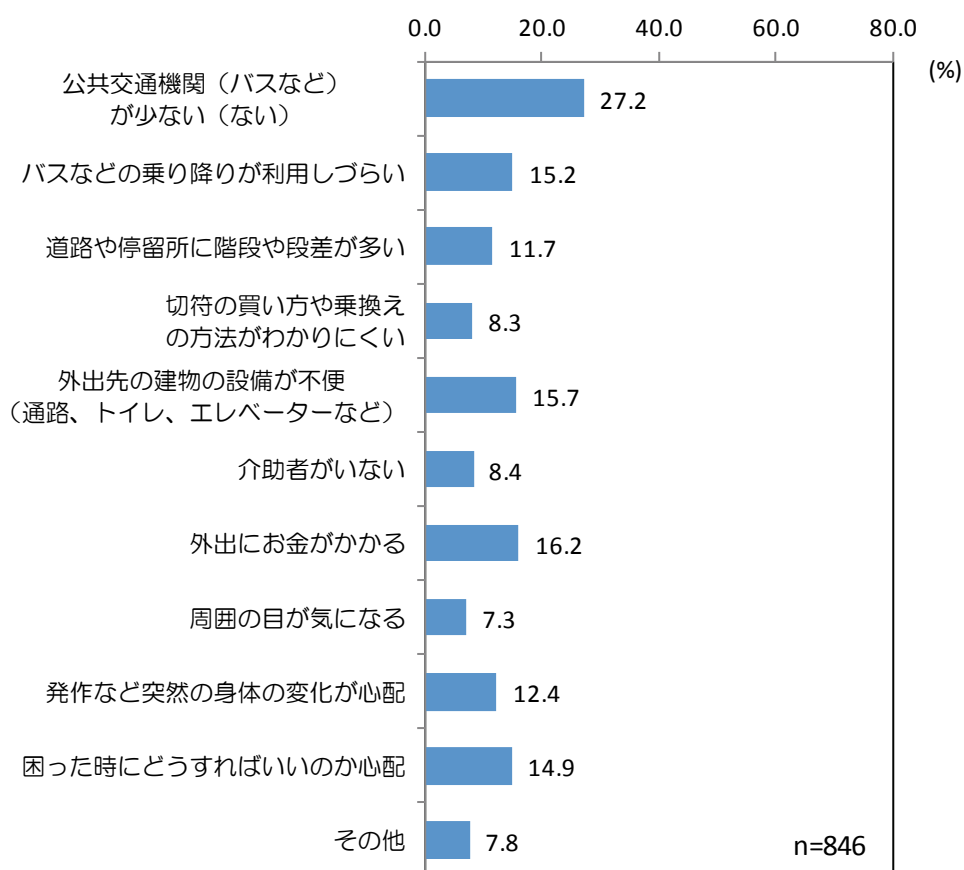
今後も、ユニバーサルデザインの評価等に基づき、公共施設や公共性の高い建築物について、障がいのある人の利用に配慮した施設整備を求めていく必要があります。

これに加え、道路や建物等のハード整備だけでなく、外出に付き添う人などボランティア等の人的な援助体制も構築していくことが重要です。障がい者等が地域で自立して生活できる多様な暮らしの場の確保も極めて重要な課題となっています。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下のような状況です。

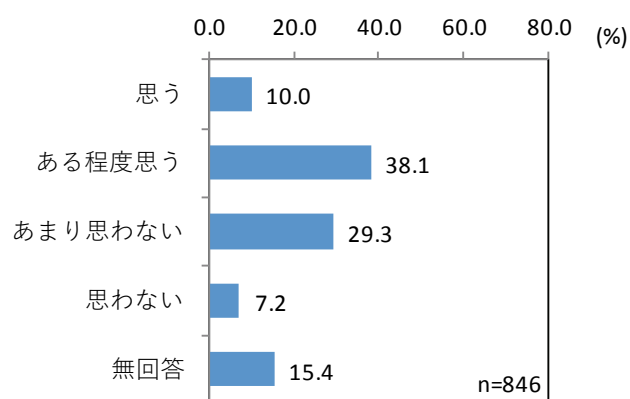
外出する時に困ること（複数回答）

外出する時に困ることの調査結果をみると、「公共交通機関（バスなど）が少ない（ない）」（27.2％）が最も多く、これに「外出にお金がかかる」（16.2％）、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」（15.7％）、「バスなどの乗り降りが利用しづらい」（15.2％）、「困った時にどうすればいいのか心配」（14.9％）が続いています。



本市での暮らしやすさに対する意識（単一回答）

菊池市は障がいのある人にとって暮らしやすいかについては、「ある程度思う」38.1%、「あまり思わない」29.3%、「思う」10.0%となっています。「あまり思わない」と「思わない」を合わせた、いわゆる“暮らしにくい”と思っている人の割合は、36.5%を占めます。特に、「18歳未満」（64.1%）、「19～64歳」（44.8%）、「療育手帳所持者」（45.1%）で“暮らしにくい”と思っている人の割合が高くなっています。



(2) 施策の方向

①福祉環境整備の促進

- ・すべての人が建築物、道路、公園、公共交通機関等を利用しやすくなるような環境の整備を促進します。
- ・ハード整備だけでなく、人材育成やボランティア等による協力を促進し、人的支援体制づくりを推進します。

②住宅・住環境の整備推進

- ・市営住宅等公営住宅における住まいや生活の場の確保を図ります。
- ・障がい者等の住宅の環境整備に関する相談・支援を実施します。

(3) 施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
①福祉環境整備の促進	1)施設のユニバーサルデザイン化の充実 公共施設の新築または改修工事時においてユニバーサルデザイン化に関する確認を行い、ハード面からの充実を図ります。 2)道路等の生活空間の整備 歩道の段差や勾配など通行に支障となっている箇所の改良及び視覚障がい者誘導ブロックが必要な箇所への整備等を行います。 3)交通に関わる助成や制度の充実 公共交通機関の負担軽減、福祉サービス事業者による送迎のあり方、自動車運転免許取得・改造助成事業など移動手段の確保策の充実を図ります。 4)住民ボランティア活動の支援 NPOや活動団体等へ活動領域の活性化を図るため、国・県等の助成金情報、講座の開催等の情報を発信します。	企画振興課 都市整備課 都市整備課 土木課 福祉課 高齢支援課 福祉課
②住宅・住環境の整備推進	1)公営住宅等の建設と民間事業者への働きかけ	都市整備課

	公営住宅の新設にあたっては、障がい者・高齢者に配慮した住宅の整備を進め、住まいの確保を図ります。また、民間住宅やグループホーム等におけるバリアフリー化、防災性の強化を設置事業者、住宅建設業者、関係機関等に働きかけます。 2) 障がい者住宅改造助成 重度の身体障がい者等及び重度の知的障がい者等がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成し、在宅での自立促進及び介護者の負担軽減を図るとともに、障がい者等の住宅の環境整備に関する相談・支援を実施します。	福祉課
--	--	-----

7. コミュニケーションの支援

情報通信手段の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

(1) 現状と課題

携帯電話やスマートフォン、パソコンなど情報機器や情報伝達技術は、日々進歩しています。このことにより、障がいの特性に応じた情報の収集や意思疎通の手段は極めて多様化しており、結果として障がい者等の社会参加の可能性の幅が格段に広がってきています。こういったなかで、日々進歩する情報機器等の利用方法の習得等の支援が重要になってきています。

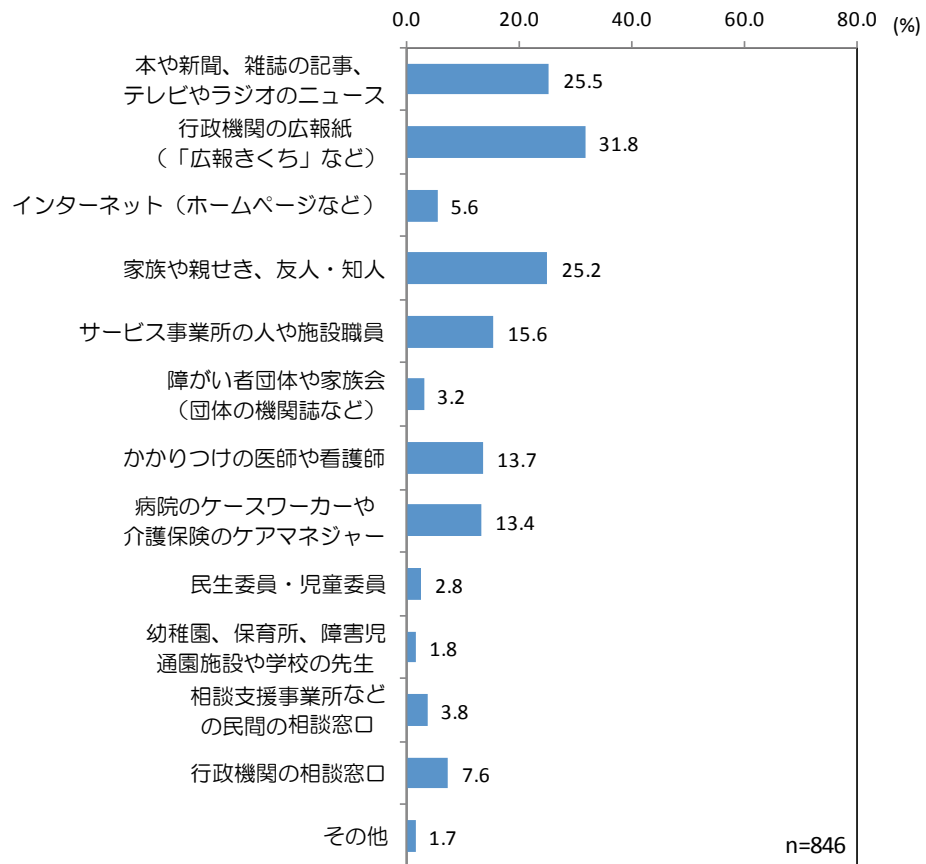
また、知的障がい者にとっての難しい語句の頻繁な使用、視覚障がい者のためのテキストデータが添付されていない図表など、情報の受け手側への配慮が足りないケースは極めて多いというのが実情であり、便利な機器はあっても障がい者等の情報の取得の困難性はまったく改善されていないことも少なくありません。

こうした課題を解決していくために、情報の伝達や意思疎通に携わるすべての人たちの意識啓発など、一人ひとりの障がい特性に配慮したよりきめ細かい情報環境の整備が必要です。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下のような状況です。

障がいや福祉サービスの認知経路（複数回答）

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いかを聞きました。結果は、「行政機関の広報紙（「広報きくち」など）の31.8%が最も多く、これに「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の25.5%、「家族や親戚、友人・知人」の25.2%が続いています。「インターネット（ホームページなど）」は5.6%にとどまっており、障がいのある人を対象とした情報機器等の利用方法の習得等の支援が大きな課題であることがうかがえます。

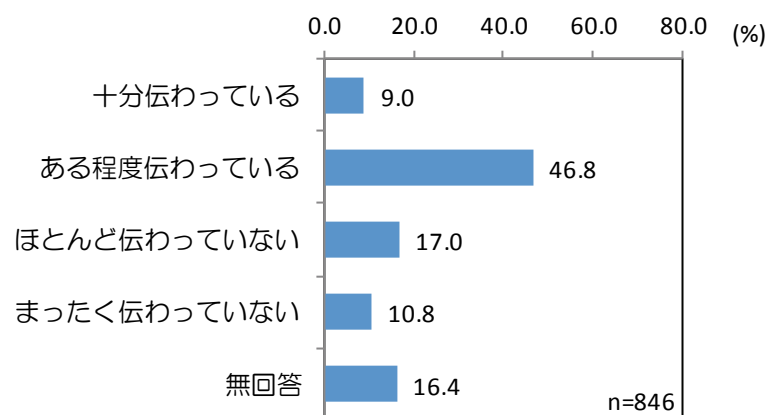


制度や事業、障害福祉サービスなどの情報の充足度（単一回答）

制度や事業、障害福祉サービスなどの情報の充足度をみると、「少し伝わっている」と「ほとんど伝わっていない」、「まったく伝わっていない」を合わせた「情報があまり伝わっていない」人の割合が 27.8%となっています。

「情報があまり伝わっていない」人は、「18 歳未満」（あまり伝わっていない人の割合 35.9%）、「19～64 歳」（同 35.0%）、「療育手帳所持者」（同 41.0%）、「精神障害者保健福祉

手帳所持者」（同 35.5%）となっており、このような人たちへの情報提供に係わる施策や取り組みが求められています。



（２）施策の方向

①情報のバリアフリー化の推進

- ・市行政に関する情報について、広報紙・ホームページなどから障がいの有無にかかわらず情報を取得できるためのバリアフリー化を推進します。

②情報・意思疎通の支援の充実

- ・手話通訳者の養成・派遣事業を人材育成も含めて推進します。
- ・広報・啓発により、情報の取得や意思疎通が困難な障がい者等に対する理解の促進に努めます。

（３）施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
①情報のバリアフリー化の推進	1) 市ホームページの充実 市運営の菊池市ホームページについて、だれでもわかりやすく、使いやすいホームページとするため、利用者の視点に立ったデザインやサイト構成にするとともに、アクセスしやすいレイアウトに配慮します。	福祉課 市長公室 企画振興課
②情報・意思疎通の支援の充実	1) 手話奉仕員養成研修事業 聴覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得した者を養成するための手話奉仕員養成講座を開催します。 2) 理解促進・啓発の実施 広報紙・ホームページ等を活用した広報活動を実施し、障がい者等やその家族に対して情報を提供するとともに、啓発のパンフレット等を作成することで住民に対する啓発事業を実施します。	福祉課 福祉課 市長公室 人権啓発課

8. 安心・安全対策の推進

防災・防犯対策を推進するとともに、消費者被害からの保護等を図り、障がいのある人みんなが、安心・安全な地域社会の中で生活することができる社会の実現を目指します。

（１）現状と課題

平成 23 年 3 月の東日本大震災での障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍から約 4.3 倍に達したとの調査結果（日本障害フォーラム幹事会議長・藤井克徳「東日本大震災と被害障害者 高い死亡率と生活支援を阻んだ背景に何が 当面の課題を中心に」国連専門家会議、2012 年 4 月 20 日）もあります。平成 28 年 4 月には最大震度 7 を短期間に 2 回も記録する熊本地震があるなど日本列島のいずれの地域でも相応の自然災害のリスクを抱えているというのが実情であり、本市においても万全な障がい者の安心・安全対策が求められています。

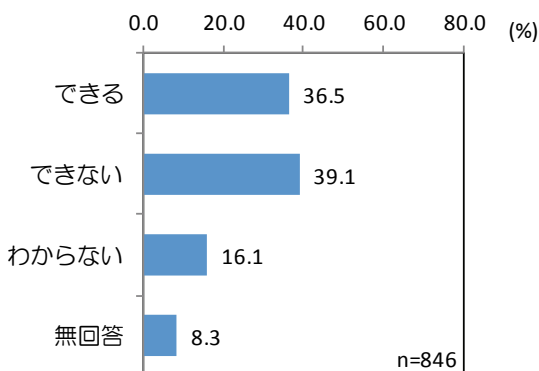
具体的には、障がい者等の避難支援、安否確認等の仕組みや緊急情報の伝達方法、発災時の障がい者等の安全確保、災害後の支援策等が課題であり、有効な方策を早急に検討していく必要があります。

また、近年は複雑かつ巧妙化する詐欺等の消費者被害が増加しており、障がいの特性に応じた対応策が求められています。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下のような状況です。

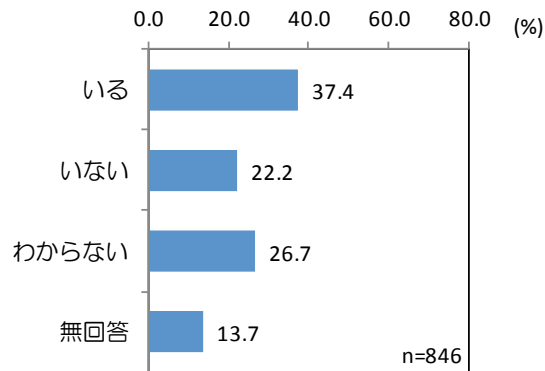
災害時の一人での避難

災害時の一人での避難を、「できる」36.5%、「できない」39.1%、「わからない」16.1%となっています。このうち「療育手帳所持者」では、「できない」と回答した人の割合が 63.1%となっています。



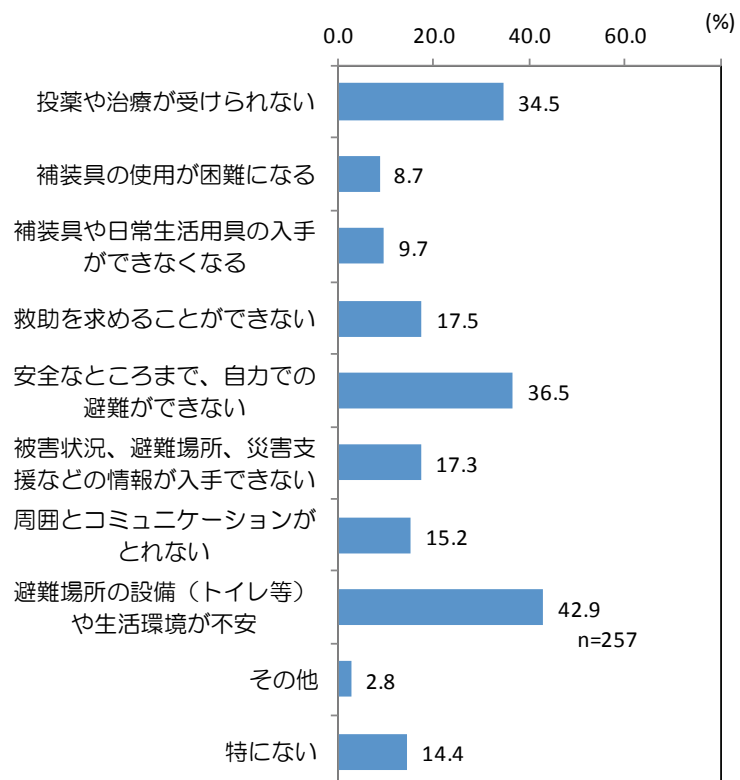
近所で助けてくれる人の有無

近所で助けてくれる人の有無をみると、「いる」37.4%、「いない」22.2%、「わからない」26.7%となっています。「いない」人の割合が比較的高いのは、「療育手帳所持者」の37.7%です。



災害時に困ること

家事や地震等の災害時に困ることとしては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の42.9%が最も多く、これに「安全なところまで、自分で避難することができない」の36.5%、「投薬や治療が受けられない」の34.5%が続いています。



（２）施策の方向

①災害時の避難・救助体制等の充実

- ・地震や風水害等の大規模災害に備え、災害時要援護者支援計画に基づき障がい者等の災害時要援護者を支援する取組みを進めるとともに、避難場所のユニバーサルデザイン化や地域住民による協力体制の充実に努めます。

②災害時の多様な情報伝達の実施

- ・災害時においてテレビ、ラジオ、電子メール、防災無線、広報車など、さまざまな障がい特性に応じた多様な情報伝達を実施する体制を検討します。

③消費生活相談事業等による啓発活動の実施

- ・障がい者等が振り込め詐欺などの消費者被害や街頭犯罪等の被害にあわないよう、講座やセミナー等による普及啓発活動を行うとともに、地域住民による声かけを行うことを促進します。

（３）施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
①災害時の避難・救助体制等の充実	1) 避難支援計画による体制の整備・充実 災害時要援護者支援計画に基づき、災害時に自力では避難できない、または他の支援者の支援が必要である避難行動要支援者名簿を作成し、名簿情報の利用及び提供を行うことにより支援体制を構築し、災害時の避難等における効果的な支援を行います。併せて地域住民による協力体制の充実に努めます。	福祉課
	2) 避難場所のユニバーサルデザイン化整備 避難場所となる学校や公園等の公共施設について、障がいのある人や女性に配慮した整備を進めます。	福祉課 都市整備課 男女共同参画推進課
②災害時の多様な情報伝達の実施	1) 災害時における多様な情報伝達 災害情報の伝達については、防災メー	防災交通課

	ル、防災行政無線、広報車等を活用し、さまざまな障がい特性に応じた伝達手段の多様化を図ります。	
③消費生活相談事業等による啓発活動の実施	1) 消費生活相談事業 専門相談員による消費生活トラブルからの被害回復及び被害の未然防止のための消費生活相談を実施します。また、相談員による出前講座等を実施し、啓発を行います。 2) 防犯教室等による啓発活動 障がい者等が街頭犯罪や交通事故等の被害にあわないよう、講座やセミナー等による普及啓発活動を行うとともに、地域住民による声かけや安否確認等を行うことを促進します。	福祉課 防災交通課

9. 行政サービス等における配慮

障がい者等が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努めるとともに、障がい者等がその権利を円滑に行使することができるように配慮します。

（１）現状と課題

平成26年1月に障害者権利条約が批准され、関連する国内法の整備も進む中で、我が国の障がい福祉施策は新たな展開を迎えており、市職員の意識向上が求められています。

市職員に対し、障害者差別解消法の周知を図るとともに、研修や働きかけを行い、障がいや障がい者等に対する理解と意識を高めていく必要があります。

（２）施策の方向

①市役所における配慮及び障がい者理解の促進等

・市役所及び支所における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者等が必要とする社会的障壁の除去について必要な配慮を行います。

・市職員等の障がい者等に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者等への配慮の徹底を図ります。

②選挙における配慮

・障がいの特性に配慮した選挙等に関する情報の提供方法を検討します。

・候補者情報等わかりやすい掲示や投票所の段差解消等の投票環境の向上に努めます。

(3) 施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
①市役所における配慮及び障がい者理解の促進等	1) 障害者差別解消法に基づく配慮の推進 合理的配慮の提供に関する基本的な考え方、合理的配慮の提供事例、相談体制等について定める対応マニュアル等を作成し合理的な配慮を推進します。 また、総務課と連携し、合理的配慮の提供等について市職員を対象とした研修を実施し、市職員の障がい者等に対する理解の促進を図ります。	福祉課 総務課
②選挙における配慮	1) 障がい特性に配慮した情報提供 選挙等に関するわかりやすい情報の提供方法を検討します。 また、投票所の段差解消等の投票環境の向上に努めます。	選挙管理委員会事務局

第5章 計画の推進

前章に示した施策の方向等を3つの計画推進策で具体化します。

1. 連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの推進

関係部署の密接な連携・協力を図るとともに、県や近隣市町との連携・協力体制の一層の強化を図ります。また、取組みの実施にあたっては、行政と地域住民、民間福祉団体との協働による福祉活動の展開と、地域における推進体制を積極的に促進します。

(1) 現状と課題

本市では、これまで障害福祉サービス事業所の広域的な立地、行政施策の効率化等を考慮して、隣接する合志市、大津町、菊陽町と障がい保健福祉圏域を構成し、障がい福祉の施策を連携して進めてきました。今後も、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの実施にあたっては、菊池圏域自治体との連携した取組みが必要とされます。さらに障がい福祉施策は県が主体となって実施される事業もあり、県全体を視野に入れて広域における福祉サービスや医療機関等との連携を図る必要があります。

また、地域で支える体制づくりを進めていくには、障がいのある人相互の交流や相談の中で課題を共有し取組む障がい者団体等の活動が重要と言えます。本市では身体障害者福祉協議会や障がい児等の家族会等が活動しており、これらの団体等への支援が必要であるとともに、地域住民等で見守る体制も必要とされています。

障がいのある人の高齢化も急速に進んでいます。こういった状況に対応するためには障がい者施策から高齢者施策への移行が円滑に行われる必要もあるほか、認知症や高次脳機能障がい、うつ病などの精神障がい、思春期適応障がい等には保健・医療機関などとの密に連携した対応も求められています。

(2) 施策の方向

① 菊池圏域自治体等との連携強化

- ・ 菊池圏域自治体（合志市、大津町、菊陽町）と地域自立支援協議会を設置して活動を推進し、関係機関の連携のもとで広域的な福祉サービスの実施を図ります。
- ・ 県内の障害福祉サービス事業者や医療機関などと連携するとともに、県の福祉施策との連携を図りながら、効率的で適正な施策を推進します。

②障がい者団体等の育成強化

- ・障がい者相互の交流や相談行為の中で課題を共有化し取組む障がい者団体等の活動は重要であることから、障がいのある人等の組織する団体等の活動への支援を図ります。

③高齢者施策及び精神保健等との連携強化

- ・高齢の障がいのある人には、高齢者福祉サービスや介護保険サービス等への円滑な移行を図るため、介護保険、年金制度などの適切な情報の提供及び関係機関の連携を図ります。
- ・心の悩み、認知症、高次脳機能障害などに対して気軽に相談できる体制を確立するとともに、障がいのある人や家族からの保健・医療、福祉などの各分野にわたる相談内容に総合的に対応するための体制の充実を図ります。
- ・思春期特有の適応障がい（不登校、家庭内暴力、薬物依存等）に適切に対応するために保健・医療、福祉、教育等による密接な協力体制の確立を図ります。
- ・地域福祉計画に基づき、地域の社会資源を活かしながら、障がいのある人の自立した生活を地域住民、組織で支え合い、見守りなどの活動を推進します。

（３）施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
①菊池圏域自治体等との連携強化	1) 障がい保健福祉圏域との連携促進 菊池圏域自治体で地域自立支援協議会を組織し、行政機関、相談支援事業者、サービス事業者等との連携を密にして、地域における相談支援体制の確立を図ります。	福祉課
	2) 県等の広域関係機関との連携強化 県内の障害福祉サービス事業者や医療機関などとの連携を図り、さらに県の福祉施策との連携を図りながら、効率的で適正な施策を推進します。	福祉課
②障がい者団体等の育成強化	1) 身体障害者福祉協議会等の強化 身体障害者福祉協議会等の活動に対する支援を図ります。	福祉課
	2) 家族会等の活動支援 障がいのある方々の家族会等の活動の活性化を図るため、活動場所の提供等の	福祉課

	支援を行います。	
③高齢者施策及び精神保健等との連携強化	1) 障がいのある高齢者への情報提供と関係機関の連携 障がいのある高齢者には、介護保険サービス等への円滑な移行を図るため、介護保険、年金制度などの適切な情報の提供及び関係機関の連携を図ります。 2) 精神障がい等に対する相談体制の充実 心の悩み、認知症、高次脳機能障がいなど障がいのある人や家族からの保健・医療、福祉などの各分野にわたる相談内容に総合的に対応するための体制の充実を図ります。 3) 思春期精神保健対策の推進 思春期特有の適応障がい（不登校、家庭内暴力、薬物依存等）に適切に対応するために保健・医療、福祉、教育等による密接な協力体制の確立を図ります。 4) 地域による見守り等の活動推進 地域福祉計画に基づき、地域の社会資源を活かしながら、障がいのある人の自立した生活を地域住民、組織で支え合い、見守りなどの活動を推進します。	福祉課 高齢支援課 市民課 福祉課 高齢支援課 健康推進課 子育て支援課 健康推進課 福祉課 福祉課

2. 広報・啓発活動及びボランティア活動の推進

障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることを目的とした広報・啓発活動、障がい及び障がい者理解の促進のための取組み、ボランティア活動等の推進のための取組みを推進します。

(1) 現状と課題

本市では福祉窓口や広報紙・ホームページを通じて、相談窓口や手帳制度、日常生活用具、障がい福祉サービス等の利用案内等を行ってきました。また、広報紙により、障がい者施策についてのお知らせ等を行ってきています。今後も、「相互に人格と個性を尊重し、みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる共生社会の実現」という本計画の理念のもと、市民一人ひとりが、障がいのある人への理解と問題意識を高める必要があるとともに、障がい者施策については制度や法律の改正、新法の施行が相次いで行われてきたこともあり、市や関係機関によるさらなる周知が必要とされています。

また、障がいのある人への福祉施策を実行していくうえで、行政だけでは財源や人的体制に限りがあり、ボランティアによる支援がさまざまな取組みで必要とされています。地域においても住民がボランティアに気軽に参加できるように、地域福祉計画に基づいて行政と個人、ボランティア団体を結ぶネットワークの整備・拡充、新たなボランティア組織の養成等を進める必要があります。

(2) 施策の方向

① 障がい者への情報提供と住民の理解促進

- ・ 広報紙・ホームページ等により、障がいのある人に対する正しい理解と認識の普及・啓発を行います。
- ・ 広報紙やパンフレット等の配布、菊池市ホームページ等により、障がいのある人及び介護者、保護者に対する福祉・保健・医療制度等の周知及びサービスの利用案内を行います。
- ・ 障害者週間を広報紙等で紹介し、講演会などの催しで障がいのある人への理解を深めます。

②研修や教育による啓発活動の推進

- ・行政職員の研修や、住民や企業を対象とした研修等、多様な機会における啓発活動へ積極的に取り組みます。
- ・地域や家庭、学校や職場等、すべての住民がそれぞれのライフステージにおいて障がい福祉についての理解を深めるために、切れ目のない福祉教育を総合的に推進します。

③ボランティア活動の推進

- ・関係機関と連携を図りながら、ボランティア活動への参加を呼びかけるとともに障がい者等との交流活動を推進するとともに、ボランティアの養成・育成を図ります。
- ・ボランティア団体間のネットワーク化を推進し、ボランティアが組織的に活動できるように努めます。

（３）施策の内容

施策の方向	施策の内容	担当課
①障がい者への情報提供と住民の理解促進	1) 理解促進・啓発の実施 広報紙・ホームページ等を活用した広報活動を実施し、障がい者等やその家族に対して情報を提供するとともに、啓発のパンフレット等を作成し、住民に対して啓発活動を実施します。	福祉課 市長公室
	2) 新制度や新法の周知 障がい者福祉制度全般について、改正等の内容を分かりやすくするなど内容の充実に努めます。	福祉課
②研修や教育による啓発活動の推進	1) 多様な機会における啓発活動の推進 行政職員の研修や企業を対象とした研修等、多様な機会における啓発活動へ積極的に取り組みます。	福祉課
	2) 福祉教育の推進 児童生徒に対して社会福祉への理解と関心を高めるとともに、家庭及び地域での啓発を目的とした研修会や講演会を開催します。また、実際に福祉の現場に向き学ぶことを目的とした福祉分野の担い手育成を関係機関と連携し、推進しま	福祉課

	す。	
③ボランティア活動の推進	1) ボランティアの養成・支援 ボランティア活動への参加を広く市民に呼びかけ、ボランティアの養成・確保に努めるとともに、関係機関と連携し、ボランティア団体並びにリーダーの育成を図ります。また、手話、点訳、要約筆記等の技術向上のために研修・講習会を充実させます。 2) ボランティアネットワークの整備 市民・学生等のボランティア活動を推進するために情報提供や活動団体の組織化などネットワークづくりを関係機関とともに推進します。	福祉課 福祉課

3. 進捗状況の管理及び評価

計画内容を着実に実行していくために、広く市民や関係者に周知するとともに、関係各部署の連携による全市的な推進体制と計画の進行管理を行います。

(1) 計画の普及・啓発

本計画は、平成35年度を目標とした障がい者福祉施策に関する行政計画です。この計画を推進するうえでは、行政のみならず障がいのある人、地域住民、事業者等がそれぞれの役割を果たすという意識を強く持ち、互いに連携、協力して取り組むことが必要です。

このため、市民が、障がいや障がい者についての正しい理解のもと、計画の基本理念、目標をはじめ、具体的な施策についても共通の認識を持つことができるよう、計画についての積極的・継続的な周知、普及及び啓発に努めます。

(2) 全市的な推進体制

本計画に基づく障がい者施策は、福祉、保健・医療、教育、就労、生活環境など幅広い分野に関係するため、本計画を着実に推進していくためには庁内関係部課の横断的な連携が必要です。積極的に庁内関係部課と連携し、計画の総合的かつ効果的な推進を図るものとします。

本計画の施策を実行する際に連携する本市の計画は、以下のとおりです。

【基本方針と主要施策】	【施策実行のために連携する計画】
1. 差別の解消及び権利擁護の推進 ①障がい者を理由とする差別の解消の推進 ②人権・権利を擁護するための仕組みづくり ③成年後見制度の周知・普及	・菊池市人権教育・啓発基本計画 ・菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 ・菊池市男女共同参画計画 ・菊池市地域福祉計画
2. 障害福祉サービス等の充実 ①相談支援体制の充実 ②生活を支援するサービスの充実 ③地域生活への移行支援 ④重度障がい児・者への支援 ⑤早期療育体制の充実 ⑥情報提供の充実とサービスの質の向上	・菊池市障がい福祉計画 ・菊池市子ども・子育て支援事業計画 ・菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 ・菊池市健康増進計画 ・菊池市教育振興基本計画 ・菊池市男女共同参画計画
3. 保健・医療サービスの充実 ①障がいの発生予防及び早期発見 ②精神保健・医療施策の推進 ③総合的な医療施策・リハビリテーションの充実 ④保健・医療・福祉の連携強化	・菊池市障がい福祉計画 ・菊池市健康増進計画 ・菊池市子ども・子育て支援事業計画 ・菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
4. 教育の充実、社会参加の促進 ①早期療育の推進及び相談・支援体制の拡充 ②幼児期における共に育つ場及び機会の拡充 ③学校教育の充実 ④学校等のバリアフリーの充実 ⑤学校卒業後の多様な就労の確保 ⑥地域活動への参加促進等 ⑦スポーツ、文化芸術活動等の振興	・菊池市障がい福祉計画 ・菊池市子ども・子育て支援事業計画 ・菊池市健康増進計画 ・菊池市教育振興基本計画 ・菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
5. 雇用と就労の充実、経済的自立の支援 ①就労の推進 ②市職員における障がい者雇用の推進 ③障がい者等の雇用・就労機会の拡充 ④福祉的就労の場等の充実 ⑤総合的な相談機能の拡充 ⑥関係機関との密接な連携促進 ⑦生活安定施策の周知と経済的負担の軽減	・菊池市障がい福祉計画 ・菊池市教育振興基本計画 ・菊池市人権教育・啓発基本計画

【基本方針と主要施策】	【施策実行のために連携する計画】
6. 生活環境の整備 ①福祉環境整備の促進 ②住宅・住環境の整備推進	・菊池市障がい福祉計画 ・菊池市地域福祉計画 ・菊池市立地適正化計画 ・菊池市景観計画 ・菊池市都市計画マスタープラン ・菊池市住宅マスタープラン ・菊池市公営住宅長寿命化計画
7. コミュニケーションの支援 ①情報のバリアフリー化の推進 ②情報・意思疎通の支援の充実	・菊池市障がい福祉計画 ・菊池市地域福祉計画 ・菊池市人権教育・啓発基本計画 ・菊池市男女共同参画計画
8. 安心・安全対策の推進 ①災害時の避難・救助体制等の充実 ②災害時の多様な情報伝達の実施 ③消費生活相談事業等による啓発活動の実施	・菊池市障がい福祉計画 ・菊池市地域防災計画 ・菊池市地域福祉計画 ・菊池市男女共同参画計画 ・菊池市立地適正化計画 ・菊池市都市計画マスタープラン ・菊池市住宅マスタープラン
9. 行政サービス等における配慮 ①市役所における配慮及び障害者理解の促進等 ②選挙における配慮等	・菊池市人権教育・啓発基本計画 ・菊池市都市計画マスタープラン ・菊池市男女共同参画計画

(3) 計画の進行管理

本計画の着実な推進のため計画の進捗状況の把握、点検を行います。この点検結果について、関係部課に報告を行うとともに、必要に応じて全庁的な審議及び評価を行います。

また、中間年次（平成32年度を予定）には、国の制度改正や社会状況の変化などに注視し、計画の進捗状況の点検に基づいて本計画の見直しを行うものとします。

資 料

菊池市障がい者計画策定委員 名簿

所 属	委 員 名
菊池郡市医師会	城 隆一郎
菊池公共職業安定所	篠田 浩一
菊池市民生委員児童委員協議会連合会	宮本 武夫
菊池市身体障害者福祉協議会	○ 黒田 章
菊池市小中学校校長会	上田 陽一郎
菊池市保育協議会	塚本 美津代
菊池市社会福祉協議会	◎ 加來 留
菊池市企業連絡協議会	坂本 英之
菊池圏域地域療育センター	仙波 寛
社会福祉法人 菊愛会	最上 太一郎
社会福祉法人 七城福祉会	古閑 靖浩
社会福祉法人 友朋会	宮崎 嗣大
NPO法人 菊池ひまわりの会	崎村 弥生
相談支援事業所コミュニティはうす明日	後藤 政己
相談支援センター菜の花	高巢 大輔
菊池地域精神保健希望の会	中村 今朝男
菊池保健所	和田 希
健康福祉部長	木原 雄二

※◎印は会長、○印は副会長

用語解説

あ行

意思疎通支援

障がいのある人となない人の意思疎通を支援するため、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等で規定された、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成等を行う制度です。

一般就労

民間企業等で、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係により働くことです。

医療保護入院者

入院を必要とする精神障がい者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者を対象として、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察及び家族等の同意があれば入院させることができる入院制度のことです。

NPO

Nonprofit Organization の略。継続的、自発的に社会活動を行う、営利を目的としない組織・団体のことです。

か行

共生社会

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会のことです。

グループホーム

障がい者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設です。

権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのことです。

高次脳機能障害

一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のことです。

工賃

障害のある人を支援する施設や事業所等で福祉就労に従事する利用者に支払われるお金のことです。施設の生産活動によって得た収入は、必要経費を差し引いた残りを利用者に工賃として配分することとされています。

合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念です。障害者の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障害のない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障害者の個別・具体的なニーズに配慮するためのものです。また、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した又は過度の負担」を課すものではありませんが、障害者が必要とする合理的配慮を提供しないことは、差別とされます。

さ行

児童福祉法

「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」（第1条第1項）、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」（第1条第2項）ことが規定され、その時々の子どものニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律です。

自閉症

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわるなどの特徴を持つ障害のことです。

就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことです。

手話通訳者

手話を用いて聴覚障がい者と聴覚障がいを持たない者とのコミュニケーションの仲介・伝達等をする人のことです。

障害者基本計画

障害者基本法第 11 条第 1 項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもので、国が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられています。

障害者基本法

障がい者の自立と社会参加支援等のための施策の基本となる事項等が定められており、障がい者の福祉増進を目的としています。障がい者の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がい者に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がい者のための基本的な計画の策定が義務づけられています。

障害者虐待防止法

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がい者を現に養護する人（擁護者）に対して支援措置を講じることを定めた法律です。

障害者権利条約

一般的義務として、障がいを理由とするいかなる差別（合理的配慮の否定を含む。）もなしに、すべての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、促進すべきことを定めるとともに、身体的自由、拷問の禁止等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置を定めている条約です。

障害者雇用促進法

雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に応じ、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講じている法律です。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊

重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを経験する差別の解消を推進することを目的としている法律です。

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講じることを定めた法律です。

障害者優先調達推進法

障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律です。

障害福祉サービス

個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われるサービスのことです。介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のことです。

身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に規定する一定程度以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がいの程度（１級～６級）を認定し、同法に定める更生援護を受けることのできる人であることを称する手帳で、県知事が交付するものです。

精神障害者保健福祉手帳

1995年（平成7年）に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に基づき、精神障がい者が都道府県知事又は政令指定都市の市長に申請し、精神障がいの状態（１級～３級）にあると認められたときに交付される手帳のことです。

精神保健福祉法

精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律です。障害者総合支援法とともに、精神障がい者の社会復帰の促進、自立と社会経済活

動への参加の促進のために必要な援助を行うこと、精神疾患の発生の予防や、国民の精神的健康の保持及び増進に努めることを定めています。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

早期療育

障がいを早期に発見、療育を行うことにより、障がいの軽減、社会適応能力の向上等を期待することができます。早期発見のためには、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びその後の精密検査を行う等受診の機会の確保に努めています。

相談支援事業所

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように相談支援事業を実施している事業所です。障害福祉サービスを利用する際の「特定相談」と障がい者・児及びその家族が相談できる「一般相談」があります。

た行

デイサービス

在宅障がい者（児）に対し、通所により、創作活動・機能訓練・入浴・給食サービスを提供することにより、障がい者（児）の自立と社会参加を促進するサービスです。

地域移行支援

入所施設に入所している障がい者、又は精神科病院に入院している精神障がい者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行うサービスです。

地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設です。地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能となっています。

特別支援学級

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人一人の障がいの種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校・中学校の学級のことです。

特別支援学校

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人一人の障がいの種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校のことです。（平成 18 年度までは盲学校・聾学校・養護学校）

特別支援教育

従来の特殊教育（盲・聾・養護学校、障がい児学級等）の対象だけでなく、学習障がい、高機能自閉症等を含めて、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことです。

特別支援教育支援員

食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、LD（学習障がい）の児童生徒に対する学習支援、ADHD（注意欠陥多動性障がい）の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う人のことです。

な行

難病

法律上、医学上の定義はありませんが、行政として取り上げる疾病の範囲としては、原因不明、治療法未確立、後遺症を残す恐れのない疾病のことです。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を必要とするため、家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病です。

日常生活動作（ADL）

「食事」「排泄」「入浴」「衣服の着脱」「家の中の移動」といった日常の生活動作のことです。

日常生活用具

障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具のことです。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

発達障害者支援法

発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進を図ることを目的とした法律です。発達障がい者には症状の発現後できるだけ早期の発達支援が特に重要であることにかんがみ、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障がい者に対し学校教育等における支援を図ることを定めています。

パブリックコメント

施策に関する基本的な計画、条例案の策定や改正、廃止に当たり、それらの素案の趣旨や内容等を公表して、広く住民から意見を求め、出された意見を考慮して計画等の決定を行うとともに、出された意見の概要やそれに対する市の考え方等を公表する一連の手続きのことです。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは住宅建築用語です。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

福祉的就労

企業等に就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所等において生産活動を行うことです。

防災行政無線

災害が発生した場合、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な災害情報を地域住民などに伝達する必要があるため、国及び地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的として構築したシステムです。

法定雇用率

身体障がい者及び知的障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障がい者雇用率）を設定し、事業主等に障がい者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものです（平成 30 年 3 月までは、精神障がい者の雇用義務はありませんが、雇用した場合は雇用率の算定に含まれます）。

ボランティア

社会福祉を含む広い分野で民間の奉仕活動に、自発的に携わる人々のことをいいます。

や行

要約筆者

手話取得の困難な中途失聴者や、難聴者等の依頼を受けて文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人のことです。

ら行

ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階です。

リハビリテーション

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術です。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがあります。

療育手帳

知的障がいのある人や子どもが一貫した指導・相談を受けられるようにつくられたもので、児童相談所及び障害者更生相談所において知的障がいと判断された人に、都道府県知事又は政令指定都市の市長から交付される手帳のことです。

第2期菊池市障がい者計画

編集・発行 菊池市健康福祉部 福祉課

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888

電 話 0968-25-7213

FAX 0968-25-1522

発行日 平成29年3月31日